

池田内閣における中日関係と大平正芳（その三）

倪 志 敏

はじめに

I 戦後中日関係の枠組み

- 1 中国問題の原型
- 2 「積み上げ方式」による中日交流
- 3 中日破局への道

II 池田内閣の対中政策と中国の対日政策

- 1 池田内閣の課題
- 2 対中政策の部分調整とその背景
- 3 周恩来による「貿易3原則」の提起
- 4 対日政策調整の背景

III 中日貿易の再開と大平正芳の姿勢

- 1 LT貿易の成立
 - (1) 岡崎構想
 - (2) 第2次松村訪中
 - (3) 高碕訪中とLT貿易の成立
- 2 ビニロン・プラント対中輸出問題
 - (1) 問題の背景
 - (2) プラント輸出をめぐるアメリカ・台湾

(3) 日本政府各省の協議

(4) 池田首相と大平外相の立場

(以上44巻5号)

3 LT貿易成立以降の中日交流

- (1) 中仏国交樹立のインパクト
- (2) 貿易連絡事務所の設置
- (3) 新聞記者交換の実現（以上45巻2号）

IV 「綱渡り外交」の限界

1 「周鴻慶事件」

- (1) 「周鴻慶事件」の発端
- (2) 「周鴻慶事件」の展開
- (3) 「周鴻慶事件」の示唆

2 「第2次吉田書簡」の発出

3 大平外相の訪台

V 結 論

1 中国政策の性格

2 中国政策の決定要因

3 大平正芳の中国観（以上本号）

IV 「綱渡り外交」の限界

1 「周鴻慶事件」

(1) 「周鴻慶事件」の発端

1963年10月7日午前4時半頃、「中国油圧機器視察団」（一行8名）団員の周鴻慶が宿泊先のパレス・ホテルから逃げ出し、タクシーに乗車して台湾大使館に行くよう指示した。しかし、周もタクシーの運転手も地理不案内だったため、途中で道が分からず迷っているうちに、5時25分頃、周はソ連大使館前で車を止めさせ下車し、閉ざされていた門をよじ登って塀の中に消えた。それがいわゆる「周鴻慶事件」の始まりである。

周鴻慶（中国山東省出身、44歳）は、東京・晴海で開催された「63年世界油圧化機械見本市」に参加すべく日本油圧機器工業会の招きにより、1963年9月6日に来日した中国代表団の通訳であった。周は同代表団と共に東京、神奈川、静岡、名古屋、大阪、福岡、広島各地の油機、重機、

造船工場を視察した後、10月7日午前、羽田空港発の BOAC（英国海外航空）機で香港経由帰国する筈であった³⁰⁵⁾。

周が失踪した後、中国代表団は日本関係当局に届け出を出した。日本側が調査した結果、周の滞在期限が既に切れており、日本の「出入国管理令」に違反している理由で（周の在留資格、令 4-1-16-3。在留期間、30日）、10月7日午前10時頃、麻布警察署長はソ連大使館に赴き、周の身柄引き渡しを求めた。ソ連大使館は周がソ連に行きたいと欲していたため一度拒否したが、7日夜になってついに同意した。翌8日午前2時44分、周の身柄がソ連大使館から麻布警察署に引き渡され、同日午前3時10分、周は「不法残留者」として逮捕された。翌9日に送検、起訴猶予処分に付された上、同日午後6時52分、東京入国管理事務所はその身柄を収容した³⁰⁶⁾。

その一方で、周がソ連大使館に逃げ込んだことを探知した陶享成団長は10月7日、日本政府に対し周が手元に戻るまで日本を立ち去らないと通告した³⁰⁷⁾。同日、古井喜実衆議員は周鴻慶問題を打合せるため、急遽大平正芳外相を訪問した³⁰⁸⁾。翌8日、大平外相は閣議で、「本人の意志を尊重したいと考えている」³⁰⁹⁾との日本政府の処理方針を示した。

周失踪事件が発生した直後の台湾の反応は鈍かった。10月8日午後7時、周の身柄が警察から検察庁の管轄下に移された後、中国課課長は台湾大使館に周に面会する弁護士を麻布警察署に大至急派遣されたいと再三要請したにもかかわらず、「検察庁から入管に引き渡されるまでの持時間24時間（9月午後7時まで）中、中国〔台湾〕大使館推薦の弁護士は全く検事のところに現れなかった」³¹⁰⁾と指摘されている。

東京地検による違反調査は10日から始められ、周は地検での取り調べに際し、次のように供述している³¹¹⁾。

10月6日夜（帰国前夜）、ひどく酩酊し、中国を批判する言動があった。即ち、「日本の生活水準は高い。中国は及ばない」と発言した。帰国当日の午前4時頃、同室の者から酩酊したことと言動を注意された。帰国後、自己に加えられるであろう政府の措置を憂慮し、中国への帰国を取り止め、訪日代表団から離脱することを決意した。同室の者が用便に行なった隙を見て午前4時30分、背広のまま一切の荷物を宿舎に残して脱出。パレスホテル付近でタクシーに乗車。しかし、国府大使館の所在が自己、運転手とも不明のため、ソ連大使館前で下車した。ベルを探したが、見当たらず。正面の鉄扉を乗り越えて中に入った。

305) 「ソ連大使館へ亡命——来日中の中国代表団通訳」『読売新聞』1963年10月8日。

306) 「周鴻慶の逃亡」（1963年10月11日 中国課）、「周鴻慶事件の経緯」（1963年12月18日 中国課長）リール NO. 0366 外交史料館蔵。

307) 「引き渡すまで日本を離れぬ——陶団長が通告」『読売新聞』1963年10月8日。

308) 「大平正芳外務大臣日誌（6）」（1963年7月20日至1963年10月23日）目録番号020000100 大平正芳記念館蔵。

309) 「周鴻慶事件」（1963年10月28日）中国課 リール NO. A'0366 外交史料館蔵。

310) 「周鴻慶事件についての中国〔台湾〕大使館との応酬について」（1963年10月29日）中国課 リール NO. A'0366 外交史料館蔵。

311) 「事件処理経緯（補足）」（1963年11月5日）条約局法規課 リール NO. A'0366 外交史料館蔵。

こうした地検での供述内容を見ると、周は帰国後の処罰を恐れて代表団から離脱したのであり、強い決意を持って台湾への「政治亡命」を図ったのではないことが窺われる。

周失踪の動機について、これまで主に3つの説がある。張群の回想録によれば、周鴻慶の亡命は偶然の事件でなく、計画的な行動であったという³¹²⁾。一方で、1963年10月21日付の『華僑報』は、「周鴻慶事件」は中日友好を破壊しようとする国際的陰謀であったと指摘している。また、周鴻慶はホテルで台湾の機密機関と連絡をとってから、逃げ出したという説もある³¹³⁾。

また、亡命先について、周は違反調査の間、「中共には絶対に帰らぬ」、「台湾へ行きたい。台湾が駄目なら米国、タイ、マカオに行きたい」、「日本が在留を認めないと思ったので、台湾へ行く」と云ったが、日本が受け入れるなら是非日本に残りたい」と二転三転していた³¹⁴⁾。その後の10月16日の午後には、日本油圧工業会推薦の小田成光弁護士に対し、「台湾行の手続きは不本意であり、直ちに取消しの手続きをしたい」³¹⁵⁾と表明し、日本だけに在留したいと変更した。21日、小田成光弁護士は、周恩来総理からの① 一日〔も〕早く帰ること、君の処分は考えていない。② もし、帰らなければ、台湾より日本に在留すること。③ 家族に圧力を加えない。④ 妻子との文通は自由である。⑤ 君は難しい立場にあることを自覚せよ、との5項目を周に伝え、22日、周の帰国を切望する妻の手紙も周に手渡された³¹⁶⁾。24日になると、正気に返った周は祖国の寛大な措置に感化され、更に「政治亡命」したいとの前言を改め、中国に帰りたいと言明した。これを受け、東京入国管理局は本人の意思を確認した上で、26日に中国を送還先とする退去強制令書を発布した。日本入管当局の実務的な対応により、周事件は一応落ち着くことになるかに見えた。

しかし、本来ならピリオドを打つ筈だった一私人の思慮の浅い行動から生じたこの事件のその後の展開過程は、「時の大平外相は『僕はこの頃外務大臣をやめて周鴻慶大臣になったような気がするよ』と溜め息混じりで言われ、……日本が手玉に取られ、鼎の軽重を問われる」³¹⁷⁾までに発展すると共に、日本、中国、台湾、米国を巻き込んで、単なる個人の「亡命事件」を超えた国際的な波紋を生ずるに至ったのである。

(2) 「周鴻慶事件」の展開

既に一瞥したように、「周鴻慶事件」が発生した当初、台湾の対応は鈍くて冷淡であった。しかし、周は当初台湾に期待を抱きすぎて10月14日と15日の2日に亘り、中華民国留日東京華僑総会会長・周祥庚及び日本華商貿易公会理事長・薛本貴宛に「今後とも何卒尽力下さい」と3通の手紙を書いた³¹⁸⁾。更に10月16日午前、台湾大使館一等書記官・呉玉良及び弁護士・藤井五一郎

312) 張群著・古屋奎二訳『日華・風雲の七十年』サンケイ出版 1980年8月 191頁。

313) 殷秋雄・日本華僑華人連合総会会長へのインタビュー記録。2004年7月28日、東京華僑総会にて。

314) 「周鴻慶事件の経緯」(1963年12月18日)中国課長 リール NO. A'0366 外交史料館蔵。

315) 陳焜旺主編『日本華僑・留学生運動史』日本僑報社 2004年12月 415頁。

316) 「中国人周鴻慶事件概要」(1963年12月9日まで)リール NO. A'0366 外交史料館蔵。

317) 「周鴻慶事件とその教訓」(1968年3月)原電信課長 リール NO. A'0366 外交史料館蔵。

318) 『蒋介石秘録 15 大陸奪還の誓い』サンケイ新聞社 1977年4月 160頁。

(前公安調査庁長官)と面会した際、周は呉玉良に「請吳秘書代办入台湾手續（どうか台湾へ行く手続きを代行して下さい）」との中国文のメモを手渡した³¹⁹⁾。ところで、台湾の対応は周の期待に背くものであった。「周が仮放免のための身元引受人を留日華僑連合会—国府系—に引き受けて貰いたいといったのに対し、収容場にいた方がよいと答えた」³²⁰⁾と日本の外交文書に記されている。しかし、台湾のこのような一小市民の周に対する冷淡な態度は、退去強制令書の発布につれて豹変し、強硬方針へと転換した。

退去強制令書の発布が蒋介石を激怒させた。10月27日に張群總統府秘書長宛の手紙において、「周鴻慶が釈放され、大陸に送還されたことは、日本政府の非人道性と、わが大陸の人民を殺すことによって共産政權に媚びるという態度を、余すことなく表したものだと思います。これを忍ぶべきでしょうか、それとも忍ばざるべきでしょうか」と激憤を表した上で、「即ち周鴻慶を大陸に送還するかどうかは、日本の中華民國に対する政策の試金石であり、私は決して等閑にすることはできないのです」³²¹⁾と位置づけている。10月28日、沈昌煥外交部長は陳誠副總統の命令により、木村四郎七駐台大使を呼び蒋介石の緊急書簡を手交した。その要旨は以下の通りである³²²⁾。

- ① 本件周事件は物的問題たるビニロン案件よりある意味において遥かに重大なる問題である。
- ② 本件のポリテカルリバリケイション (reverberation であろう) は深刻にして中共人民の人権と自由擁護の問題に波及する影響は将来甚大となるものと思う。
- ③ 中共人民の亡命問題は最近スウェーデン、英国及びスーダン等3カ国で相次いで起こったが、これら3国はいずれも中共承認国であるにもかかわらず当該脱走者を中共に引渡さず、これを台湾に送り、またはロンドンに滞在せしめたる実情である。しかるに中共不承認の日本が本件亡命者を中共に引渡すこととなれば、当国に対する非友誼的、非協力的政策を執るものと思わざるを得ず、両国関係において重ねて憂慮すべき事態が起ることを憂える。

10月30日、台湾は第4回目の口上書を出し³²³⁾、日本外務省に対して、次のような3項目要求を突きつけた。

- ① 本件は高度の政治的事件であるので、単に法律的問題として処理せざること。
- ② 絶対に周を中共に送還しないこと。
- ③ 暫時周を日本に滞留させ、同時に左派分子との接触を禁じて、周に考慮する機会を与えて、自ら最終の決定を行わせること。

319) 三好貞雄『周鴻慶事件之真相』自由アジア社 1964年2月 34頁。

320) 「周鴻慶事件の概要——中共送還決定に至るまでの経緯」(1963年11月4日)中国課 リール NO. A'0366 外交史料館蔵。

321) 前掲『日華・風雲の七十年』194-195頁。

322) 「周鴻慶事件の件」(1963年10月29日)木村大使発大平大臣宛 第366号電 リール NO. A'0367 外交史料館蔵。

323) 「口上書」(1963年10月30日)リール NO. A'0367 外交史料館蔵。

台湾は外交ルート通じて日本政府に強く圧力をかける一方、対日強硬な報復措置を取る構えを見せた。11月14日、台湾の出版界が一部の日本広告の掲載を拒否、17日には澎湖地区の学生達が日本品不買、日本語の不使用、日本映画の拒否、日本音楽の拒否、日本図書・雑誌の拒否という「5不運動」を展開した³²⁴⁾。

周事件処理に対する台湾の反応が日本政府の予想を上回ったが故に、池田首相は蒋介石の79歳の誕生日を祝う名目で、10月30日に大野伴睦自民党副総裁を特使として台湾に派遣し、説得しようとした。翌31日、張群が大野使節団に同行した船田中との会談の席上、「日本は政治的な考慮を払うべきである。賀屋先生は中国〔台湾〕の良き友人であり、現在、法務大臣であり、この事件を主管している。私は必ずや手立てを考えて処理して下さると確信している」³²⁵⁾と述べ、台湾ロビーの賀屋興宣に期待した。大野使節団は台湾滞在中、蒋介石を初めとする台湾要人との一連の会談を通じて、「周を中共に引渡すが如きことあらば日華関係は国交断絶に至る恐れあり」と判断した。また、日台関係を打開するために必要な措置として、以下の項目が列挙されている³²⁶⁾。

- ① 周鴻慶は如何なる理由に拘らず、断じて中共側に引き渡さないこと。できれば速やかに中華民國に送る。しからざれば、日本亡命を認める。
- ② 対中共延べ払い取引の拡大は見合わせること。
- ③ 外相がなるべく早い機会に訪台するなり、何等かの名目による閣僚級会談の機会を作ること。
- ④ 日華両国政府間において、協力の実を示すこと。

続いて11月4日、大平外相宛に蒋介石の怒りを体した木村大使の意見具申が発された。木村は、「周の中共送還実現の暁には、国府側は今度こそ陳誠が大野特使に強調された如く壮士断臂、即ち対日断交の思い切った挙に出ることも十分予想される」と指摘した上で、「本件国府側の主張はビニロン問題とは異なり、世界の与論にも充分訴え得る所以と信じおるためであると察せられる次第であるが、一方わが方としても、政治亡命者として入管令違反問題と切り離して取扱う場合には、中共不送還の決定を行なっても、充分内外に筋は通し得る儀と思考され、また本件による日華国交上の危機を救い得るものとすれば、わが方としても、現下における最も有利な対国府バーゲンであるとも考えられるので、是非とも右様な取扱い方につき御検討を願いたく、今や本件が日華関係融和の事実上の關鍵ともなりおると共に、わが方諸般の權益の安危にかかわる緊急かつ重大なる事態に直面しおるに鑑み、敢えて卑見具申に及ぶ次第につき、特に御賢察願い上げる」³²⁷⁾と強く

324) 蘇振甲編著『中日関係史事年表』華岡出版有限公司 1977年3月 496頁。

325) 石井明「1960年代前半の日台関係——周鴻慶事件から反共参謀部設置構想の推進へ」(『国際法外交雑誌』第101巻第2号 国際法学会 2002年8月 10頁。

326) 「大野副総裁訪華報告要旨」(1963年11月1日) リール NO. A'0367 外交史料館蔵。

327) 「周鴻慶中共送還問題に関する件」(1963年11月4日) 木村大使発大平大臣宛 第378号電 リール NO. A'0367 外交史料館蔵。

要望した。

意見具申を受取った大平外相は11月5日、木村大使に「周事件等事務打合せのため、貴使都合つき次第、5泊程度の日程をもって一時帰朝されたい」³²⁸⁾という大至急電を打った。7日に開かれた大平・木村会談の席上で、木村は台湾の強硬姿勢をそのまま伝え、慎重な取り扱いを要望した。これに対し、大平はこれまで政府が台湾の反応について認識不足だった点を認め、同時に台湾も日本側の処理について無知であった点を指摘し、その経過の真相を台湾によく説明するよう木村に指示した³²⁹⁾。台湾に戻った木村大使は13日、張群との会談に臨んだ。会談の席上で張群は木村に対し、「中国人は普段は大人しいが一旦怒ると怖いですよ。貴方がたは『通州事変』³³⁰⁾を覚えていますか、台湾には、今八百数十人の日本人が住んでいることをお忘れなく」³³¹⁾と群衆心理の恐ろしさを強調した。

日本外務省は以上の張群の発言は台湾在留日本人に危害が及ぶことを示唆した脅迫だとして態度を硬化させた。11月21日、周事件に関する外務省首脳会議の席上、後宮虎郎アジア局長は「国府側は中共から亡命した者が中共に帰ることはあり得ないとの固定観念に閉じこもっており、周囲から見棄てられた老女の執念の如き心理と合して如何とも出来ない」と苦境を表現し、大平外相はこれに対し、「何時までもそのような者とは付き合えない」と応じた。後宮は更に「国府との国交関係とわが国の法治国家としての尊厳との何れを取るか」と指摘した上で、「法務大臣としては内心は国府に同情的であるが due process of law 擁護の見地から公式には強い態度を持っている」と賀屋の態度に触れつつ、「本問題で国府が断交すれば、中国問題についてフリーハンドを得ることが出来る」というある中国通の長老の言葉を紹介した。原富士男中国課長も矢次一夫から聞いた賀屋の「国府には最大の考慮を与えた、台湾がこれで事を構える位なら台湾の終わりである」という発言を紹介し、日本としてこれ以上の譲歩はできないとの見方を示した。一方で、黄田多喜夫外務審議官、中川融条約局長は台湾に配慮する必要があるとの意見を表した³³²⁾。事件解決の方法について外務当局の意見が分かれていた事実が看取できる。

大平はその場でアメリカのライシャワー (Edwin O. Reischauer) 駐日大使から「冷却期間を置いてくれ」と要請されたこと、また、「ラは米国としてもお助けしたいと思う旨述べていた」ことを紹介した上で、日本はあくまでも法治国家としての筋を通すべきであると強調した³³³⁾。

328) 「周事件に関し、木村大使一時帰国の件」(1963年11月5日) 大平大臣発木村大使宛 第370号電 リール NO. A'0366 外交史料館蔵。

329) 「対国府策を再検討——外相指示・周問題説得に全力」『読売新聞』1963年11月8日。

330) 1937年7月29日、傀儡政権であった「冀東防共自治政府」の所在地である北平の東郊外の通州で、約3000人の「冀東防共自治政府」保安隊(中国人部隊)が湧き立ち、日本軍守備隊約110名と日本人居留民(日本統治下だった朝鮮出身者を含む。日本人の多くはアヘン密売者と醜業婦)約420名を襲撃し、約230名(一説は260名)が消滅された。

331) 「周鴻慶事件に対する国府側の態度」(1963年11月21日 中国課 リール NO. A'0367 外交史料館蔵)、前掲「周鴻慶事件とその教訓」(1968年3月 原電信課長)。

332) 「周鴻慶問題」(1963年11月21日) 中国課 リール NO. A'0366 外交史料館蔵。

333) 同上。

外務省が緊迫した雰囲気包まれたことについて、大平外相の秘書官であった菊地清明は、「あれは、大平さんが外務大臣だった2年間で、外務省にとっては最大の事件でした。一つハンドリングを間違ったら、中共との細い経済の糸が切れ、台湾とも切れるということなる。本当に鳩首協議、国運を左右するような重い雰囲気でした。台湾へ帰せという議論と北京へ戻せというのと両論あるわけです。その時に、私はジッと大平大臣の顔を見ていたんですが、なかなか判断が下らない。議論が激してくると、結局、それは日本の法律に従ってやればいいじゃないか」³³⁴⁾。「非常に理詰め、法律詰めの議論で会議を主導していた」³³⁵⁾と回想している。

台湾は強硬な外交姿勢を取る一方、11月15日から3回に亘って国民党中央党部第6組（情報担当）主任、蔣経国の側近である陳建中を日本に送り込んだ（第1回は1963年11月15日から11月20日まで。第2回は1963年11月24日から12月12日まで。第3回は期日不明）。陳は張群より大野伴睦等5名宛の紹介状を持参し、台湾ロビーに必死の工作を展開した³³⁶⁾。また、陳建中は日本滞在中、反池田の政治姿勢を鮮明にした岸信介と何度も密議し、日本に秘密の「反共参謀部」の設置を計画した³³⁷⁾。そこで、「周鴻慶事件」は第2段階に押し上げられた。台湾と相呼応する自民党内の台湾ロビー、右派勢力は池田内閣打倒の思惑に繋がれ、中国問題はまさに党内抗争に直結した。台湾が大いに期待した賀屋はさすが台湾の期待に背かず、周の送還に強く反発した。

「入管当局は、十月九日東京地検が起訴猶予に決定後本人の身柄を引取って以来十六日接見禁止をとくまでの違反調査、その後の弁護士との接見、更に十八日から二十三日に至る口頭審理の過程を通じて、極めて注意深く公正な審理及び取扱いを行ってきたと自負していた。更に退去強制令書の発布にあたっては特に念を入れて法務大臣ら関係大臣（外務、通産）の了承を得ていたと言われている。法務省は『大津事件』³³⁸⁾以来の国法守護の伝統をまで待ち出して退去強制令書の発布取消の不可能な所以を法務大臣に説いた。『戦犯の刑期を軽くするため努力した蔣総統の気持ちを考えて下さい』と国府側にささやかれたと言われる時の賀屋法相は、法務官僚の抵抗に対して指揮権を発動することはあえてしなかったが、そのままこれを放置して本人を中共に出発させる事も出来なかった。強制退去令書の発布の取消はしないが、ともかくも絶対に中共に帰すことなく日本においておけとの法務大臣の至上命令に周の実際上の離日手続きである出国申請

334) 大平正芳回想録刊行会『大平正芳回想録 伝記編』鹿島出版会 1982年6月 237頁。

335) 『菊地清明オーラルヒストリ（上巻）』政策研究大学大学院 2004年3月 163頁。

336) 「周事件の取扱いに関する件」（1963年11月18日 木村大使発大平大臣宛 第403号電）、「陳建中の来日動静」（1964年1月10日 中国課）リール NO. A'0367 外交史料館蔵。

337) 「反共参謀部」設置の構想については、前掲 石井明「1960年代前半の日台関係——周鴻慶事件から反共参謀部設置構想の推進へ」参照されたい。

338) 1891年5月11日、日本を訪問中のロシア皇太子・ニコライ（Nicolai, Alexandrovitch）が滋賀県大津市で警備の巡査・津田三蔵に刺され負傷した。弱小国の日本が大国ロシアの皇太子を負傷させた事件として、日本国中に大激震が走った。時の松方正義内閣はロシアの報復を危惧し、旧刑法116条に規定する大逆罪を適用して津田を死刑にすべしと要求した。これに対し、大審院（最高裁）の院長児島惟謙らは、「刑法に外国皇族に関する規定はない」として政府の圧力を何とかはね返し、旧刑法292条規定の一般人に対する謀殺未遂罪を適用して無期徒刑（無期懲役）の判決が下された。この判決により、日本は法治国家として欧米列強に認められ、また、曖昧だった「大日本帝国憲法」の3権分立が明確となった。

を許可せずに押えておく形での周の出国阻止が試みられることとなった³³⁹⁾と外務省文書には記されている。入管当局の苦衷は調書の行間から看取することができる。

台湾の強硬な抗議及び台湾ロビーの暗躍によって、日本政府は周の即時帰国を許さなかった。10月28日、第1回の仮放免申請が行われた。11月22日、大平外相は記者会見の席上で、「賀屋法相に会い周鴻慶問題の今迄の経過を review したが、今後どうするかについては本人の意思がふらふらしていないとも云えぬし、また事柄が国際的にエキサイトしている問題なので、今後暫く本人の意思を確かめるような手順を踏んでみることにしようという話だった」と述べ、記者からの「国外退去令も出た」周に、なぜ今一度意思確認をするのだとの質問に対し、大平は「事柄が非常に政治的だからだ³⁴⁰⁾」と答えた。それは明らかに時間を稼ぎ、徐々に台湾を説得していくとの外交上の判断によるものであった。

その一方で、周事件発生後、日本共産党、日本社会党、日中友好協会、東京華僑総会等政党と民間団体は周の早期帰国ため、精力的に活動し、日本政府に対する圧力を強めた。10月8日、大森真一郎日中友好協会副会長をはじめとする7名が外務省中国課長に周鴻慶を招待者側に引渡されるよう申し入れ越した³⁴¹⁾。10月9日、日中友好協会の呼びかけで、周事件のための連絡会議を発足させた。日中貿易促進会、国際貿易促進協会、日中文化交流協会、東京華僑総会等20団体が対策を練った結果、この事件は日中貿易の発展を初めとする日中友好運動の大きな盛り上がり破壊するため、周鴻慶を台湾に送ろうとする陰謀であるとし、これを広く日本国民に訴えると同時に、自由を拘束されている周の身柄を身元引受け人宇都宮徳馬³⁴²⁾代議士、海野晋吉、長野国助両弁護士らに引き渡すよう救出運動を起こすことを決めた。その後、「周鴻慶対策連絡会議」は日本共産党、日本社会党、国民救援会、日本婦人団体連合会、日本労働組合総評議会など32の政党と団体までに拡大した³⁴³⁾。10月31日、小田弁護士、関本三郎日中友好貿易促進会会長らは、

339) 前掲「周鴻慶事件とその教訓」(1968年3月 原電信課長)。

340) 「大平大臣の記者会見」(1963年11月22日) リール NO. A'0366 外交史料館蔵。

341) 「亡命中共人周鴻慶についての日中友好協会申し入れの件」(1963年10月8日) 中国課 リール No. A'0367 外交資料館蔵。

342) 宇都宮徳馬 (1906-2000) 元日中友好協会会長。戦闘的リベラルの政治家として中日、日ソ、日朝関係の発展に尽力。1906年東京生まれ。1928年京都帝国大学経済学部に入學、河上肇に師事、社会科学研究会に参加。リーダーを務めるが、不敬罪で検挙され退學。1929年治安維持法違反で投獄されるが転向、株相場で財をなす。1930年日本共産党へ入党。1938年ミノファージェン製薬本舗を創立し代表社長となる。会社経営の傍ら「高杉俊輔」の筆名で読売新聞経済欄に寄稿し、軍部、革新官僚批判を行う。1952年自由党より衆院議員に立候補し、以後当選10回。自民党政調会副会長、自民党副幹事長、自民党外交調査会副幹事長等歴任。平和共存外交を唱え、軍縮を説き、自民党内の反骨のリベラリスト政治家として著名。1960年日中国交改善研究会発足。1965年自民党アジア・アフリカ問題研究会(AA研究会)を創設。代表世話人。自民党の外交政策に活を入れ、中国の国連における合法的地位の回復、中日国交正常化の実現を推進。1980年日中友好協会会長に就任。「平和共存と日本外交」を著す。1976年「ロッキード事件」と「金大中事件」への自民党の対応に抗議して離党、議員も辞職した。1980年参院選東京地方区から出馬し当選。1992年引退。この間、1980年「宇都宮軍縮研究室」を創設、月刊誌『軍縮問題資料』創刊等軍縮に政治生命をかけた。私財で2000年7月号(237号)まで続けた。1989年北京大学名誉法学博士。1991年中国人民対外友好協会より「人民友好の使者」称号授与。著書に『七億人の隣人』『暴兵損民』等がある。

343) 前掲『日本華僑・留学生運動史』416-417頁、422頁。

周の早期出国を日本政府に要請した。11月1日、周は即時出国許可を要求する声明を発表してハンガーストライキに突入した。これを受けて、同日から、東京華僑総会や日中友好貿易促進会諸民間団体は香港廻り BOAC 機を予約し、日本政府に対して9回に亘る自費出国申請を行なった。同日、松本治一郎日中友好協会会長は、周の不法抑留についての抗議文書を賀屋に提出した。翌2日、東京華僑総会会長の甘文芳らが自由法曹団を代理人として人身保護法に基づく違法拘束救済の請求を東京地裁に提出した³⁴⁴⁾。ハンスト中の周は4日、池田首相に「死んでも台湾にいかぬから、中国への出国を許可してもらいたい」³⁴⁵⁾との趣旨を文書で訴えた。また、日本赤十字社、各友好商社、高橋達之助、黒田寿男、鈴木一雄、岩間正男、安斎庫治、金子満広、石橋湛山、松村謙三、穂積七郎、原彪、細迫兼光、猪俣浩三、宇都宮徳馬、岡崎嘉平太、平塚常次郎、中島健蔵、須藤五郎、岡田春夫、大谷瑩潤、宮崎世民、西川景文、壬生照順、海野晋吉、竹山祐太郎、古井喜実、緒方浩、櫛田フキ、帆足計、藤田茂など多くの日本著名人と各界代表がそれぞれ活動した。この人達は集会を開き、署名、募金活動を行ない、請願デモや国会質問を行なって祖国への帰国を要求する周の闘争を支持し、台湾の妨害、破壊の陰謀を暴露、非難し、日本政府に強く働きかけた³⁴⁶⁾。

このよう状況の中で、入管当局は「賀屋法務大臣に、もはや日本に止めておく手段はあり得ぬことを説明しても、大臣からは『当分の間何としても中共に出さず日本に置き』という指示あるのみ」³⁴⁷⁾であった。困った入管当局は大平外相に苦情を持ち込んだ。「大平さんは、『判った。次長の言う通りだ』とすぐ了解し、入管の方針を支持してくれた。私は、うちのおやじに引き較べ……と、その物判りの早さと決断に感服した」³⁴⁸⁾と入管次長の富田正典が回想している。そこで、賀屋は窮余の一策として、11月7日、周に1ヵ月仮放免許可を与え、日本赤十字に依頼して「ハンストで衰弱している」周を日赤病院に入院させて、時間を稼ぐ作戦に出た。台湾側は工作員を派遣して翻意を試みたが、失敗に終わった。入院が長引く中で、様々な対応案が考慮された。親中派、親台派、中立派の大人物政治家3氏（例えば松村謙三、大野伴睦、藤山愛一郎）に周の身柄を預け、意思確認を依頼する案が一時浮上した³⁴⁹⁾。また、赤十字国際委員会を本人の意思確認に立ち合わせるという案も真剣に考慮され³⁵⁰⁾、周が拒否したため、この案は破棄された³⁵¹⁾。周の入院が長引くにつれ、日赤からは手を引かせてほしいという要望が伝えられ、日本政府としては退去強制令書を引っ込めない限り、周を退院させ、本人の行きたいところに行くのを認めざ

344) 「周鴻慶事件に関する左翼筋からの陳情の件」(1963年11月4日) 中国課 リール NO. A'0367 外交史料館蔵。

345) 前掲「周鴻慶事件とその教訓」(1968年3月 原電信課長)。

346) 「日本朋友和愛国華僑大力帮助周鴻慶返回祖国」『人民日報』1964年1月13日。

347) 前掲「周鴻慶事件とその教訓」(1968年3月 原電信課長)。

348) 富田正典「周鴻慶事件の思い出」法務省入国管理局『出入国管理の回顧と展望』1980年度版 1981年4月 324頁。

349) 「現状と対策案」(1963年11月20日) 中国課 リール NO. A'0366 外交史料館蔵。

350) 「周鴻慶の意思再確認についての国際赤十字、国際〔連〕難民高等弁務官介入方式案」(1963年12月20日) 中国課 リール NO. A'0366 外交史料館蔵。

351) 「周問題会議メモ」(1963年12月21日) 於大臣室 リール NO. A'0366 外交史料館蔵。

るを得ない状況に追い込まれた。

12月に入ってから、大平外相は連日外務省幹部会議を開き、再三に亘って周鴻慶問題を打合せた(12月3日, 9日, 17日, 19日, 20日, 21日, 24日, 27日, 29日)。21日に開かれた外務省幹部会では、年内に周問題の決着をつける外務省方針が決定された³⁵²⁾。24日、大平は21日外務省幹部会の決定に基づいて、賀屋法相、黒金官房長官2相と会談し、周本人の最終意思を確認出来次第、年内に周を希望先に退去させると決めた。25日、日本政府は後宮アジア局長を台湾に派遣して最後の説得を試みたが、話し合いはもの別れに終わった³⁵³⁾。26日、台湾の対日断交に備えて日本外務省は、海上自衛隊幕僚監部と海上保安庁警備救難部に在台日本人引き上げのための自衛艦、巡視船の派遣について問い合わせた。29日、海上自衛隊は決定から出航まで3日、1隻の収容人数は約50人と回答した³⁵⁴⁾。

「周鴻慶事件」が大詰めを迎える中で、アメリカはライシャワー駐日大使による要請に続き、改めて事件への介入を試みた。12月27日、ハリマン(W. Averell Harriman)政治担当国務次官が武内龍次駐米大使に対し、「少しでもその(台湾一筆者)態度を和らげるよう日本側が努力されることを切望する」と前置きし、在京台湾大使館員を周に会わせることを申し入れた。これに対し、武内は既に釈放された中共系華僑の下に引き取られた周が面会に応じる可能性は極めて低いと答えた³⁵⁵⁾。同日、エマソン(John K. Emmerson)駐日公使はワシントンからの訓令に基づいて黄田外務審議官を訪れ、「周の出国を a few day more 延期することは国府の面子を立てるという意味で、極めて重要な意味を持つので、その実現方〔を〕希望する」³⁵⁶⁾と申し入れた。翌28日、エマソンは再び黄田を訪れ、台湾側の者が周に面会していないことが彼らの不満の種となっている現状に鑑み、米国大使館として台湾大使館に接触し、周に至急会見方斡旋の労を取ることに付き黄田の意見を求めた。これに対し、黄田は「今となってはたとえ会見ができて周が台北のバリザンバウ(罵詈謗一筆者)を行うこと必定であり、又新聞に洩れると米国政府の介入とプレイアップされる惧あるのみならず、デスベレイトになってゐる在京中国〔台湾〕大使館で故意に新聞に洩らして、周問題を日本と米国との問題に転稼〔嫁〕する惧すらあり得べきことを伝へた」³⁵⁷⁾と対応した。即ち、日本政府はアメリカによる事件への介入を2度に亘って事実上拒否した。

352) 「大平正芳外務大臣日誌(7)」(1963年10月24日至1964年1月23日) 目録番号020000100 大平正芳記念館蔵。

353) 「中国問題と池田外交」『世界』NO. 219 1964年3月 岩波書店 90頁。

354) 「在台邦人の緊急引上げの場合の使用船舶について」(1963年12月29日) リール NO. A'0366 外交史料館蔵。

355) 「シュウコウケイ問題に関する件」(1963年12月27日) 在米武内大使発大平大臣宛 第3377号電 リール NO. A'03667 外交史料館蔵。

356) 「周鴻慶事件に関する件」(1963年12月27日) 大平大臣発木村大使宛 第486号電(転電・米国) リール NO. A'0367 外交史料館蔵。

357) 「周問題について Emerson 公使来訪の件」(1963年12月28日) 在米武内大使発大平大臣宛 第2532号電(台北転電) リール NO. A'0367 外交史料館蔵。

12月27日、周は日赤を退院し、午後1時から入管で田中伊三次衆議院副議長立会いの下で、意思の再確認が行われ、周の人民中国への帰国意思が固いことが確認された。同日、周は中国紅十字会第3次訪日代表団に引き渡された。ところで、賀屋は出国許可を出さず、同日、「今回の確認は予備的なものである。今後今日（27日）の結果を中心に事態を検討する」³⁵⁸⁾との談話を発表した。驚いた事務当局は「この期に及んで何故許可しない。今夜東京港を出る船がある。それに乗せて強行出国させる」と激しく突上げたが、賀屋は「後数日が何故待てぬ。出るなら出て見ろ、密出国で逮捕だ」³⁵⁹⁾と脅した。28日、賀屋は吉田茂と会見し、対台湾の外交上特に配慮すべき点について意見交換を行った³⁶⁰⁾。台湾ロビーが強く抵抗する構えを見せる中、30日午前9時45分、池田首相から大平外相に対する指示が出された。その要旨は次の通りである³⁶¹⁾。

- ① 情勢判断の結果遷延は不可と考えるので、所要措置をとるように賀屋法相に指示した。
- ② 法相はそれなら何故昨日大平君はそのことを自分に言ってくれなかったのかと不満の様子であったので、総理から情勢判断は3相会談後に行なったものであらうと言っておいた。
- ⑤ 法相は、自分は新聞に責められて年内は出さないと行ってしまったので、一月一日に出国許可を出すということで了承してほしいと主張し、総理已むを得ずこれを容れられた。その間の警戒については法務、警察連絡の上万全の措置を講じること。

賀屋は最後まで、周の帰国を阻止しようとしたことが窺われる。池田首相の指示を受け、大平外相は同日に以下の指示を出した³⁶²⁾。

1. 1月1日出国許可の前提で諸般の準備を整え、手順を決めておくこと。
 - a. 政府声明（情文局長談）
 - b. 出先へ通報、警戒体制
 - c. 米国との連絡
 - d. 国府の出方に應ずる声明等の措置
2. 各段階において法務省当局とは緊密な連絡を保つこと。（法務〔省〕側の措置についても常々通報を受けること）

1964年1月1日、周の「出国許可証」が発給され、周は暫く愛国華僑の蔡世金の家に住むことになった。9日午後2時36分、周は日本共産党中央政治局委員志賀義雄、日本社会党国会議員穂積七郎と東京華僑総会の代表ら多数が見送る中、大阪で日本海汽船の「玄海丸」に乗船し、大連に向った。台湾の艦艇による途中での妨害を防ぐために、日本政府は百名以上の警官を動員して

358) 「中国帰国を“保証”」『読売新聞』1963年12月28日。

359) 前掲「周鴻慶事件の思い出」326頁。

360) 「七日までに出国許可」『読売新聞』1963年12月30日。

361) 「池田首相→大平外相」（1963年12月30日）リール NO. A'0366 外交史料館蔵。

362) 「外務大臣指示事項」（1963年12月30日）リール NO. A'0366 外交史料館蔵。

波止場を警戒し、海上保安庁の艦船を派遣して「玄海丸」を中国領海線付近まで護衛した。同日、日本外務省は台湾が対日断交を行なった場合に伴う法的問題点を検討し、文書が纏められた³⁶³⁾。10日、台湾から軍艦が既に出動したという情報を得た³⁶⁴⁾黒金官房長官は海員組合に対し、「万一の場合、政府は船と船員に対し責任を取る考えなので、船の引戻し等の措置をとられぬよう」³⁶⁵⁾と要望した。12日午後4時50分（中国時間）、周は日中貿易促進会理事長鈴木一雄、随員望月貢一、中国紅十字会第3次訪日代表团団員賀法嵐の3氏に付添われて祖国の懷に帰した。大連港の波止場には、彭炎中国紅十字会秘書長、肖向前中日友好協会常務理事、周の夫人と2人の子供ら多数が出迎えた³⁶⁶⁾。周は埠頭で「私は愛する祖国に戻ってきて非常に嬉しく感動している」³⁶⁷⁾との挨拶をした。同日、中国機械工程学会のスポークスマンは、「周鴻慶氏は過ちを犯したとは言え、実際上行動の中で既にそれを改めた。祖国を烈愛し、敵と勇敢に闘った彼のこのような行為を我々は歓迎する」と讃える一方、「周氏を寛大に処理し、過去を咎めず、処分しないばかりが、元通りの職務と給料を保障する」³⁶⁸⁾との談話を発表した。13日、『人民日報』は「日本朋友和愛国華僑大力帮助周鴻慶返回祖国」と題する論評を掲載し、「周鴻慶事件」に対する日本政府の措置は「公正かつ合理的」であると異例の評価を与えた。『人民日報』が日本の保守政権を褒めたのは恐らくこれが最初であった³⁶⁹⁾。

その後何年かして、宇都宮徳馬が中国を訪問した際、周恩来総理に勧められて周の家を訪ねた。その時の様子について宇都宮は、「周さんが奥さんと2人の子供と共に幸せそうに暮らしているのを見て、正直ほっとした。それにしても周恩来という人は大人だな。心が広い。日本人の気持ちも理解している」³⁷⁰⁾と述懐した。

日本政府が周鴻慶を中国大陆に送還する決定を下すと、台湾の抗議活動はエスカレートした。1963年12月30日、台湾は張厲生大使の辞任を認め（既に9月に倉敷レーヨンのビニロン・プラント対中輸出に抗議して召還した）、更に代理大使、参事官、一等書記官の5人を直ちに召還すると発表した³⁷¹⁾。翌64年1月11日、日本からの輸入全体の4割を占める政府買い付けを停止すると決定し³⁷²⁾、1月14日には台北ではデモ隊が日本大使館に乱入するまでに発展した³⁷³⁾。日台関係は、まさに断交寸前に追い込まれた。

363) 「周鴻慶出国に伴う法的問題点」(1963年1月9日) 条規 リール NO. A'0366 外交史料館蔵。

364) 日中経済協会『日中覚書の11年』報告書付属資料——岡崎・黒金回顧』1975年3月 46頁。

365) 「官房長官の海員組合に対する回答」(1964年1月10日) 中国課 リール NO. A'0366 外交史料館蔵。

366) 「周鴻慶氏、大連に帰着」リール NO. A'0366 外交史料館蔵。

367) 「大連における周鴻慶氏のあいさつ」リール NO. A'0366 外交史料館蔵。

368) 「中国機械工程学会發言人発表談話」『人民日報』1964年1月13日。

369) 衛藤藩吉『衛藤藩吉著作集 第10巻 佐藤栄作』東方書店 2003年12月 188頁。

370) 西園寺一見「日中の架け橋（その九）混迷のアジア、複雑化する日中関係」『軍縮問題資料』NO. 233 2000年3月 57-58頁。

371) 「国府代理大使ら召還」『読売新聞』1963年12月31日。

372) 「政府買い付け一時停止 国府が対日報復措置」『読売新聞』1964年1月11日夕刊。

373) 「暴徒の大使館事務所襲撃に関する件」(1964年1月14日) 木村大使発大平大臣宛 第24号電 リール NO. A'03667 外交史料館蔵。

(3) 「周鴻慶事件」の示唆

「周鴻慶事件」は「全中国を代表する政府」である台湾と外交関係を維持しながら、人民中国との経済交流を拡大する、事実上の「2つの中国」政策を進めていた日本が、その「2つの中国」何れかの主張の2者択1を迫られたという点において戦後中日関係史上特筆すべき事件であった。

周事件発生直後、日本政府はビザが切れていた周を「不法残留者」として取り扱い、国内法に基づいて事件の收拾を図ろうとした。特に10月24日、周鴻慶の決定的意思変更を受け、日本政府は本人の意思に従い、周を中国に送還する以外に選択はなかった。台湾の強硬な抗議に鑑み、日本政府は台湾への配慮を払う一方、結局、周の意思を尊重して中国に帰国させた。日本政府の対応は概して公正かつ合理的であったと評価できよう。

しかし、一個人のとっぴな行動から生じたかかる出来事が、法治国家としての日本の立場と、台湾＝全中国という「擬制」の立場を正面衝突させた。台湾当局は「周事件は絶対に孤立した事件ではない」と捉え、周事件の処理を「日本政府の一連の親中共行為の一環」³⁷⁴⁾であったと理解した。言い換えれば、周事件が池田内閣による一連の対中関係改善政策に対する台湾の憤慨をその極に達し噴出させた。その一方、日本政府は法治国家の枠組み内で台湾の政治的主張にできるだけ歩み寄ろうと試み、その限度を超える手前で踏み止まった。即ち、周事件が台湾＝全中国という「擬制」に対する日本の疑問・不満を表面化させた。周が送還された直後の1964年1月26日に行われた大平・ラクス会談の席上、大平は「この度起こった日華紛糾（「周鴻慶事件」）は、国府が全中国に主権を行使しているという擬制（原文 fiction）から生じたものである」³⁷⁵⁾と発言し、極東の政治的現実と、アメリカ主導による中国問題をめぐる「擬制」の乖離の狭間で苦しめられる日本政府の本音を生々しくアメリカ側に告げた。

また、周事件の処理に対する日台間の相違に関して、1964年2月12日、大平は衆議院外務委員会で、「それは恐らくお互いの認識の違いに基因³⁷⁶⁾にしておるのではなかろうか」と指摘した。その上で、「日本は、大東亜戦争を戦って敗れた。その敗因は、嘗ての軍国主義と天皇制を頂点とする官僚制にあったとして、戦後の日本は、その基本原理として平和主義と民主主義を貫くことになった。この体制は、……直線の反共を国是とする国府のそれとも大きい距離がある」³⁷⁶⁾。

「日本政府はこの問題の処理については、従来同様一貫して不法残留者に対する措置として、国内法規のルーチン的なかつ公正なる適用により解決をはかることに努力してきた。わが国の法規は、本人の自由意思を尊重し、人道的考慮に基づくことを主旨としている。……法制国家としての当然の義務である関係法令の公正な適用と、世界に認められ、かつ日本国憲法の大原則の一つ

374) 「周鴻慶事件に関する国府外交部声明」（1964年1月10日）霞山会『日中関係基本資料集 1949年—1997年』1998年10月 227頁。

375) From Tokyo to Secstate, January 27, 1965. “The Declassified Documents Retrospective Collection”, Carrollton Press, Arlington, Virginia. (hereafter cited as DCDRC), no. 639C.

376) 大平正芳「中国と日本」（1967年7月1日）『旦暮芥考』鹿島研究所出版会 1970年8月所収 http://www.ohira.or.jp/cd/book/tk/tk_12.pdf。

である基本的人権の尊重とを念頭に入れて行動して来た。」³⁷⁷⁾と総括した。

その一方で、中国の動きに関しては、さまざまな邪推もあったが³⁷⁸⁾、既存の資料を調べる限り、中国政府が正面切って日本政府に働き掛けた裏付けは見当たらない。この点について日本外交文書は、「事件の継続中に来日した中国芸術団や中国紅十字会代表（11月21日戦時中の『中国人殉難者慰霊祭』に出席のため来日したが、周事件処理の任務も帯びてきたと言われ、一行は周送還実現まで滞日した）の幹部の行動は予想外に控え目であった」³⁷⁹⁾と記している。また、衛藤瀋吉は事件直後に記された論文において、「『周鴻慶事件』に関しての北京政府の反応は、私が予期した以上に冷静であり、かつ協力的であった」³⁸⁰⁾と評している。

2 「第2次吉田書簡」の発出

周鴻慶の送還によって、日台関係は根本から覆す局面に瀕した。それを座視するに忍びなかった自民党内の台湾ロビーは猛反発し、池田内閣の対中改善路線は厳しい党内批判に曝された。1963年12月30日、吉田茂³⁸¹⁾は帰任挨拶に訪ねてきた台湾駐日代理大使の張伯謹に対し、「私は池田が貴国に罪を犯したことについて、誠に申し訳ないと思っている。昨日午後、東京で賀屋興宣と会談して、池田になるべく早く貴国を訪ねるよう促すこととしたが、万一、池田が行けなければ、私が願い出て、池田の代理人として蒋介石総統にお目にかかり、お詫びするつもりだ。しかし、本当は池田が謝罪の手紙を書くか、或いは外相の大平正芳を連れて貴国に行き、全てを協議しなくてはならない」³⁸²⁾と日台関係の折衝に自ら乗り出す意欲を表明した。一方で、台湾ロビーの急先鋒の賀屋法相は、周鴻慶の送還を引き伸ばしながら、池田首相に対して執拗に3回に亘っ

377) 大平正芳「中国問題」『春風秋雨』鹿島研究所出版会 1966年10月所収

http://www.ohira.or.jp/cd/book/hr/hr_12.pdf.

378) 台湾は周鴻慶の意思変更は中国の工作員による84回にも及んだ洗脳の結果であったと邪推している。前掲『日華・風雲の七十年』（193頁）、林金莖『戦後の日華関係と国際法』（有斐閣 1987年5月 80頁）。

379) 前掲「周鴻慶事件とその教訓」（1968年3月 原電信課長）。

380) 衛藤瀋吉「周鴻慶事件の示唆するもの」『世界』NO. 219 1964年3月 岩波書店 73頁。

381) 吉田茂（1878-1967）外交官、政治家。東京生まれ。1906年東京帝国大学法学科卒。同年外務省に入省。以後、奉天総領事（1925-28年）、外務次官（1928-30年）、イギリス大使（1936-39年）等を歴任。奉天総領事時代には、満州における日本の権益を守るため強硬な手段をとることを主張し、張作霖の兵工廠への引込線であった京奉線の満鉄線横断阻止という措置をとろうとしたこともあった。一方、英米との協力の必要を確信していたので、軍部から自由主義、親英米派と見られ、1939年退官。戦後、東久邇、幣原両内閣で外相を務めた。1946年5月、公職追放を受けた鳩山一郎に代わって日本自由党総裁に就任、第1次吉田内閣を組閣、憲法改正、農地改革を実施。1947年4月衆議院議員に初当選、以来当選7回。1948年から1954まで、第2次―第5次吉田内閣を組閣、長期政権を維持。1951年9月、単独講和による「サンフランシスコ講和条約」、「日米安全保障条約」、1952年4月、「日華平和条約」を締結する等、日米協調の戦後日本外交の枠組を確立させた張本人であった。他方で、日本のとるべき道は「通商国家」と考え、中国問題に関しては英米の中間を歩む方策を模索していた。1967年没するまで政界元老として影響力を持ち続けた。著書に『回想十年』（全4巻）『大磯随想』『世界と日本』等がある。

382) 前掲『日華・風雲の七十年』207頁。

て「訪台して蒋介石総統の怒りを和らげてほしい」³⁸³⁾と迫った。また、日華協力委員会の日本メンバーは1964年1月10日、緊急会合を開いて池田内閣の対中改善政策を強く批判すると共に、「日華親善」を強調した声明が発された³⁸⁴⁾。

他方で、中日関係と日台関係を巧みに両立させ、「2つの中国」政策を推進しようとする、言わば「綱渡り外交」を進める池田内閣にとって、日台関係が断絶への一途を辿ってしまったのは到底できないことである。後に大平が指摘したように、「北京を認めることになる台湾を捨てることになるわけです。日本がそういう決心をすることは、このままでは到底できない相談」³⁸⁵⁾である。池田内閣はこうした混沌たる内外状況を憂慮し、台湾及び自民党内の台湾ロビーを宥めるために事態の收拾を図った。1964年1月7日、台湾ロビーの石井光次郎³⁸⁶⁾は池田首相を訪ね、大局的見地から日台関係の改善を図るため、吉田元首相を訪台させようと進言した。これに対し、池田首相は大平大臣ら関係閣僚と十分検討したいと答えた³⁸⁷⁾。時あたかも、強硬な対抗姿勢をとっていた台湾は、周鴻慶が送還された直後の中仏国交樹立（1964年1月27日）により、これを取り巻く国際状況が急変し、雪崩現象と国際的孤立を防ぐため日台関係の改善が急がれた。蒋介石は、「吉田元総理の訪台資格等に拘泥せず無条件に歓迎する」³⁸⁸⁾旨を表明した。これを受けて日本外務省は、台湾側が吉田元首相の訪台を関係改善のきっかけとしたい意向があると判断した。こうしたチャンスをつ捉えた池田首相は2月8日、「高次元で具体的なものは話ししない」³⁸⁹⁾という指針のもとで吉田元首相に個人の資格での訪台を正式に要請した。また、これに先立つ1月8日、大平外相は周鴻慶事件のような具体的問題には触れず、高次元での対話を目的とするのであれば、吉田の訪台を政府としても歓迎するとの談話を発表した³⁹⁰⁾。

吉田は2月23日から27日にかけて個人の資格で訪台し、24日、25日及び26日において3回に亘って蒋介石との会談に臨んだ。会談には、日本側からは同行の北沢直吉前代議士、台湾側からは張群が同席した。

吉田は帰国後の3月8日、池田首相に速達書簡を送った。その本文は残っていないが、追伸部分として、「プラント（輸出中共への）可成阻止若く可成引延^{ママ}ハされ度きものと存候、少くとも

383) 「周事件をめぐる自民党内抗争」『エコノミスト』第42巻第4号 1964年1月28日 31頁。

384) 「日台協力強く推進せよ 日華協力委声明書」『読売新聞』1964年1月10日夕刊。

385) 大平正芳「日本外交の座標」（1966年4月5日）前掲『春風秋雨』所収。

http://www.ohira.or.jp/cd/book/hr/hr_16.pdf。

386) 石井光次郎（1889-1981）福岡県生まれ。1914年東京高等商業学校（現・一橋大学）専攻科卒。同年内務省に入省。その後、警視庁交通、安保各課長、台湾総督府秘書課長等を歴任。1922年朝日新聞社に入社、1945年専務で退社して政界に転じた。1946年4月衆議院議員に初当選、以後当選10回。吉田内閣の商工相と運輸相、岸内閣の副総理、池田内閣の通産相、佐藤内閣の法相を歴任し、1967年2月—1969年7月衆院議長を務めた。自由党内では1955年の民主党との「保守合同」を幹事長として纏め、合同後は自民党総務会長。1956年緒方竹虎の死後、緒方派を継いだ。1956年と1960年2度に亘って総裁選に挑んだが、いずれも敗れ、1972年政界を退いた。台湾ロビーの重鎮として著名。

387) 「“吉田茂の訪台を” 石井氏が首相に進言」『朝日新聞』1964年1月8日。

388) 「国府の対日動向の推移について」（1964年2月19日）中国課 リール NO. E'0212 外交史料館蔵。

389) 前掲『日中覚書の11年』報告書付属資料——岡崎・黒金回顧』47頁。

390) 「高次元の交渉歓迎」『朝日新聞』1964年1月8日夕刊。

民間ベースには政府が顔を出さぬ^{ママ}躰ニ致度、岸〔信介〕石井〔光次郎〕両君より委細希望御了承とは存候得共一言附記仕候³⁹¹⁾と記されている。吉田は以上のような考えに基づき、大平外相と再三に亘り綿密な協議を重ねた結果³⁹²⁾、5月7日付け張群宛に下記内容の書簡を送った³⁹³⁾。

「お申越の次第は池田総理とも話合ったが、同首相は、(イ) 中共向けプラント輸出に関する金融を純粹の民間ベースによることについては貴意に添うよう研究を進めたい。(ロ) いずれにしても本年（昭和39年）中には日本輸出入銀行を通ずる大日本紡績プラントの対中共輸出を認める考えはない。との意向であった。以上の次第で、私も今後とも貴台の御要望に添うよう側面から努力する所存であります。ついては、貴方におかれても大使の御差遣等のことを含め日華両国の関係正常化の措置を早急に展開されるよう希望します」。

この書簡の要旨は、1965年8月5日付の『毎日新聞』に報道された。その後、この書簡がいわゆる「第2次吉田書簡」とされ、数多くの日本外交史関係の著作等は、そのように扱ってきた。しかし、『蒋介石秘録』を編纂する過程において、台湾側は初めて1964年4月4日付吉田茂から張群宛の書簡を披露し、それこそ本物の「第2次吉田書簡」とであると指摘した。4月4日付の書簡は下記のようなものである³⁹⁴⁾。

「岳軍 先生

先日お手紙を差し上げましたが、お目通しいただけたでしょうか。

このほど三月四日付のお手紙とともに、会談記録（吉田—蔣会談。三回分）及び中共対策要綱案を拝見しました。第三次会談記録の小生の談話の中で、インドとあるのはインドネシアの誤りですので、ご訂正ください。その他については、概ね誤りはありません。とくにお手紙を差し上げます。（以下はあいさつのことば）

吉田 茂謹啓 四月四日」

この書簡で言及されている「中共対策要綱」は張群の回想録によれば、以下の通りである³⁹⁵⁾。

- 一、中国大陆六億ノ民衆ガ自由主義諸国ト平和的ニ共存シツツ、此等諸国トノ貿易ヲ拡大シテ、世界ノ平和ト繁栄ニ寄与出来ル様ニスル為ニハ、中国大陆民衆ヲ共產主義勢力ノ支配ヨリ解放シ、自由主義陣営内ニ引き入レルコトガ肝要デアル。
- 一、右目的ノ為、日本、中華民國両国ハ具体的ニ提携協力シテ、両国ノ平和ト繁栄ヲ実現シ、自由主義体制ノ具体的模範ヲ中国大陆民衆ニ示スコトニ依リ、大陸民衆ガ共產主義政權ヨリ離反シ、共產主義ヲ大陸カラ追放スル様、誘導スルコト。

391) 吉田茂記念事業財団編『吉田茂書翰』中央公論社 1994年2月 91頁。

392) 前掲『大平正芳回想録 伝記編』238頁。

393) 「所謂吉田書簡発出等の経緯について（報告）」（1965年1月9日）経通 リール NO. E'0212 外交史料館蔵。

394) 前掲『蒋介石秘録 15 大陸奪還の誓い』165頁。

395) 前掲『日華・風雲の七十年』219-220頁。

- 一、中華民國政府ガ中國大陸内ノ情勢、其他、世界情勢ノ変化ニヨリ、客觀的ニ見テ、政治七分軍事三分ノ大陸反攻政策ガ成功スルコト確實ト認ムル時ハ、日本ハ大陸反攻ニ反対セズ、之ニ精神的道義的支持ヲ与フルコト。
- 一、日本ハ、所謂ニツノ中国ノ構想ニ反対スルコト。
- 一、日本ト中國大陸トノ貿易ハ民間貿易ニ限り、日本政府ノ政策トシテ、中國大陸ニ対スル経済的援助ニ支持ヲ与フルガ如キコトハ、嚴ニ之ヲ慎シムコト。

蒋介石はこの書簡によって日本から「反共」「大陸反攻」について言質を取ったと考え、『吉田書簡』の廃棄は『日華平和条約』の廃棄を意味する。『吉田書簡』は、『日華平和条約』の不備を補うものとして作成された」と語り、それは「日華平和条約」の補書であると位置づけている³⁹⁶⁾。しかし、この書簡の存在については、日本の外務省は認めていない³⁹⁷⁾。では、4月4日付の書簡は一体存在するのか、また、もし存在するなら、日本政府はどのように扱ったのか。1964年7月、大平は現職の外務大臣として台湾を訪問した。7月4日午前に開かれた第1回大平外相・沈外交部長会談の席上で、次のような会話が交わされた³⁹⁸⁾。

沈外交部長「日華間の問題については先般吉田元総理が訪台され蔣総統との間で前後5回に亘り会談され、帰国に際していくつかの大きな点で合意が成立した。その後吉田元総理と張群秘書長の間で書翰の往復が行われ、更に意見の不一致の点が調整された。また先般木村大使が帰国される前、総統は特に同大使に委嘱して池田総理及び貴大臣に対し、今後、日華間の問題は右吉田・蔣総統の同意点及び吉田・張群往復書翰の同意を基礎とし、その線に沿って調整処理して行きたい旨を伝え、同大使帰任後、同大使から右は総理及び貴大臣に報告済みであり、了承を得ている旨の通報があったが、このように了解して差支えなきゃ」

大平外相 「然り、その通りである」

以上の会話から、4月4日付の書簡が存在していたこと、また、日本政府が同書簡の内容を承知していたことは疑いない。更に、同年12月8日付の木村大使発椎名大臣宛の極秘電の中で、「本年2月26日蔣総統・吉田元総理間で合意した5原則」³⁹⁹⁾、また、翌65年1月9日付の外務省経済局作成文書「所謂吉田書簡発出等の経緯について」（報告）の中でも「対中共政策要項」といった文言が見られ、「中共対策要綱5項目」の存在を裏付けている。

396) 蒋介石「共匪不滅則亞洲決無和平安全可言」（1968年6月8日）『總統蔣公思想言論總集 卷39 談話』<http://chungcheng.org.tw/thought/default.htm>。

397) 清水麗「『第二次吉田書簡（1964年）』をめぐる日中台関係の展開」『筑波大学地域研究』19 筑波大学地域研究研究科 2001年 179頁。

398) 「大平大臣・沈外交部長会談」（1964年7月4日午前9時—10時10分外交部において）リール NO. A'0359 外交史料館蔵。

399) 「ビニロン・プラントの延べ払い輸出許可報道について」（1964年12月8日）木村大使発椎名大臣宛第632号電 リール NO. E'0212 外交史料館蔵。

どちらか真の「吉田書簡」であろうかについて、史料の制約によってそれを明らかにすることは困難であるが、日台関係史上のいわゆる「吉田書簡」は前述した2通の書簡よりなっているのは明らかである。1月違いで同一人物に2通の書簡が送られ、しかもその内容が矛盾している点は注目に値する。4月4日付の書簡は蒋介石と合意した反共の立場を確認しているが、5月7日付の書簡は中国向けプラント輸出に輸銀融資を承認しないと言いながらも、「本年度中」と限定を付け、実は翌年度以降のフリーハンドを確保し、中日貿易推進の意図を盛り込んでいる。つまり、吉田は4月付の書簡で反対すると約束した「2つの中国」政策を、5月付の書簡で臆面もなく実践したことになる。

この2つの書簡は一見矛盾しているように見えるが、実ははっきりしている。即ち、この2つの書簡は、極東の政治的現実に基づき、「2つの中国」政策を推進しようとする、池田内閣の「綱渡り外交」の本質の両側面を表していると解釈し得る。2通の「吉田書簡」が台湾に発せられるとはほぼ時を同じく、1964年4月9日、中日間には「貿易連絡事務所」の相互設置、新聞記者の交換に関する覚書が調印された。5月末、池田首相は自ら5月7日付の「吉田書簡」の内容を岡崎嘉平太に通告すると共に、次年度の中国向けプラント輸出には再び輸銀の融資を認めると約束した⁴⁰⁰⁾。また、日紡社長の原吉平も、1965年には輸銀の融資を付けると池田首相から直接言質を取っていた⁴⁰¹⁾。これらの事実から、中国問題に関して池田内閣は中日、日台の間でバランスを保とうとしたことが窺われる。

1964年5月7日付の書簡の仕掛け人は、大平正芳と賀屋興宣という立場を異にするコンビであったとされ、池田首相もコミットした⁴⁰²⁾。大平がこの「慰撫政策」に腐心した本懐は、次の2点と推測し得る。第1に、ある程度の妥協によって、アメリカ、台湾及び台湾ロビーに面子を与える一方、吉田の個人的書簡という形をもって台湾の強い反発を封じ、池田本人と日本政府が表に出ることを回避させ、それによって、中日関係の発展にフリーハンドを残しておくことである。第2に、1962年11月のLT貿易成立以後、「積み上げ方式」によって徐々に深まりつつある中日関係は、アメリカ、台湾及び自民党内の台湾ロビーの厳しい批判を招いた。自民党内の台湾ロビーからの反池田攻撃を制し、池田3選に備えて池田首相の国内政治上の安定を目指すことである。同年7月、大平は自ら台湾を公式訪問し、事態を締め括った。その意味において、「吉田書簡」は吉田個人名を用いたものであるが、実体は大平書簡であり、日本政府の書簡でもあった。大平のこうした発想と行動は、まさに「綱渡り外交」そのものである。

しかし、歴史の発展は大平の思惑から逸脱し、1964年11日に登場した佐藤内閣は、1964年5月7日付の「吉田書簡」に依拠し、LT貿易の柱であったプラント貿易を破壊した。1965年2月8日、佐藤栄作は衆議院予算委員会で、「吉田書簡」は政府を拘束するのかとの質問に対し、「直接

400) 阪谷芳直・戴国輝編『われらの生涯のなかの中国』（みすず書店 1983年12月 222-223頁）、前掲『日中覚書の11年』報告書付属資料——岡崎・黒金回顧』（22頁）参照。

401) 原吉平「日紡プラント商談嶺末記」川勝伝『友好一路』毎日新聞社 1985年11月所収 129頁。

402) 古川万太郎『日中戦後関係史』原書房 1988年6月 222頁。

ではございませんが、私はやはり拘束されるものだ」、「吉田書簡というもの、これにつきまして、国民政府側においてこれに期待をかけておる、こういう事実は、私どもも認めざるを得ない」と公式に「吉田書簡」の効力を認め、中国向けプラント輸出に輸銀資金の適用を認めない政策に踏切った。中国側は、直ちに12日付の『人民日報』に「佐藤政府は『吉田書簡』を撤回せよ」と題する論評を掲載し、「吉田書簡」は、中国の領土台湾を掠め取る罪悪計画の一環であると論断した。その後、中国は、「佐藤内閣に対し、もはや如何なる幻想も抱いていない」⁴⁰³⁾と宣言する一方、東洋エンジニアリング社の尿素・プラント輸入の契約（2月15日）、日立造船の1万トン級貨物船輸入契約（4月6日）及び日紡のビニロン・プラントの輸入契約（5月6日）の破棄を通告した。3つのプラント案件の契約破棄とほぼ時を同じく、4月26日、佐藤内閣は、台湾との1億5千万ドルの円借款に関する交換公文が調印された⁴⁰⁴⁾。かかる一連の経緯を締め括る形で中国は、5月10日付の『人民日報』において、「佐藤内閣は中日貿易破壊の責任を負わなければならない」と題する論評を掲げて佐藤政権を痛烈に非難し、中日関係の悪化は決定的となった。中国から見れば、「吉田書簡」の本質は融資問題にあるのではなく、日本政府が中日関係に台湾の介入を許し、よって「2つの中国」の陰謀に加担したことにあるというのである⁴⁰⁵⁾。

大平は、1967年7月1日付の論文「中国と日本」において、「吉田書簡」問題に触れ、次のように論じている⁴⁰⁶⁾。

「吉田書簡は、昭和三十九年〔1964年〕五月、故吉田元首相が、張群秘書長宛てに発出された一片の書簡である。その中には、日本政府は中共貿易に対する輸銀資金の使用は本年度中は行なわない方針である旨したためられてある筈だ。昭和三十九年度は過ぎた。日本政府は同年度中、輸銀資金を中共貿易に使用しなかった。だから、いわゆる吉田書簡は、昭和三十九年度の満了を以てその任務を果たし既に過去のものとなった。

ところが物理的生命を失った吉田書簡が、今に至るも政治的に生きた問題になるのは、最早この問題は吉田書簡の文言を超えて、中国の政治問題に癒着してしまったからに他ならない」「一口に言えば、それは貿易問題以上の問題であるからであり、もっと言えば、それは日中の間に横たわる純然たる政治問題に他ならないからである」。

「吉田書簡」はその後約8年間に亘り中日関係の進展を強く制約する桎梏となり、LT貿易ひいては中日関係全般に甚大な悪影響を与えた⁴⁰⁷⁾。衛藤瀋吉は、「これが（保守党政権の対中政策の一筆者）第二の重大な誤りであったと判断する。即ち国交断絶寸前のままであっても、池田政

403) 1965年4月8日付の『人民日報』の論評。

404) 前掲『戦後の日華関係と国際法』78頁。

405) 1965年2月3日、岡崎嘉平太に対する陳毅外交部長の談話。「プラント問題 中国は強硬態度」『朝日新聞』1965年2月4日夕刊。

406) 前掲「中国と日本」（1967年7月1日）http://www.ohira.or.jp/cd/book/tk/tk_12.pdf。

407) 「吉田書簡」を肯定した議論もある。田麗萍「池田内閣の中国政策（二）」『法学論叢』139（1）京都大学法学会 1996年4月 50-51頁。

府は暫くその不安な状態に耐えるべきであった。仮にもし党内の台湾ロビーが強くて、それに耐え得なかったとしても、その年1964年限りでこの書簡の効力を破棄すべきであった」⁴⁰⁸⁾と断じた。

「吉田書簡」が事実上に破棄されたのは1972年3月であった。1972年3月23日、田中角栄通産相は、衆議院予算委員会第四分科会において、「輸銀は申請があればこれを認めます、……要請を受ければ事は直ちに進む」と明言した。また、「吉田書簡」の当事者の一人であった大平は、田中内閣組閣の直後の1972年7月中旬に佐々木更三前社会党委員長を通じ、「吉田書簡」が失効したことを周恩来総理に伝えた⁴⁰⁹⁾。同年7月26日、中曽根康弘通産相はクラレの中国向け合繊原料・プラント輸出に日本輸出入銀行の延べ払い資金融資を認める方針を発表し、9年ぶりの再開であった⁴¹⁰⁾。

3 大平外相の訪台

吉田茂の台湾訪問によって、断交の寸前にまで追い込まれた日台関係に改善の素地を作った。しかし、吉田は元首相とは言え、あくまで「私人の資格」で訪台したに過ぎず、中仏国交樹立により、中国問題に関する議論が活発に交わされている状況の中で、池田内閣がどの程度までこのような好転した「ムード」を具体化するかについて、台湾側は不安を抱いていた。これに、台湾は公式のルートを通じて、「公人」たる大平外相の台湾訪問を強く要望する一方⁴¹¹⁾、更に私的ルートで、大平外相と親交がある台湾系の中国人苗劍秋⁴¹²⁾を動かし、大平に台湾訪問を勧めた⁴¹³⁾。

他方で、中国問題をめぐる自民党内の対立は、1964年7月10日に予定されている自民党総裁選に控えて表面化した。中国問題はその外交問題から国内問題とりわけ自民党の党内問題に変質し、その問題への対応は総裁選の重大な焦点となった⁴¹⁴⁾。その総裁選では、「近隣外交の強化、党近代化、高度成長政策のひずみ是正」を掲げ、総裁3選を目指す池田勇人に対して、岸信介、福田赳夫ら反池田勢力が佐藤栄作を擁立して対抗し、そのうえ、藤山派を結成していた藤山愛一郎も池田批判の立場から出馬を表明、このため自民党内を池田支持勢力と反池田勢力に2分する熾烈な抗争となった⁴¹⁵⁾。池田首相は「台湾に親しい方の票もないと池田3選は不可能だ」⁴¹⁶⁾という

408) 衛藤瀋吉「米中接近と日本の選択」『衛藤瀋吉著作集 第9巻 日本の進路』東方書店 2004年2月68頁。

409) 真鍋賢二『私の見た大平正芳——その素顔と姿勢』1976年1月 147頁。

410) 「中国に輸銀使用を認める——クラレのプラント輸出」『朝日新聞』1972年7月26日夕刊。

411) 「陳建中ら国府特務関係者との外交問題に関する会談の件」(1964年3月23日)原中国課長 リール NO. A'0389 外交史料館蔵。

412) 苗劍秋 1903年生、中国東北出身。日本旧制一高に学び、福田赳夫、前尾繁三郎と同級生。その後、張学良の秘書官となり、西安事変の際は、張学良の側近として活躍。

413) 真鍋賢二・元秘書官、日中友好議員連盟副会長へのインタビュー記録。2004年8月3日、参議院議員会館716室にて。

414) 日中友好協会編『日中友好運動五十年』東方書店 2000年6月 181頁。

415) 自由民主党編纂『自由民主党党史』1987年1月 397-398頁。

416) 前掲『「日中覚書の11年」報告書付属資料——岡崎・黒金回顧』41頁。

苦境に立たされた。

日本国内で政局の緊張が高まる中、1964年3月5日、日本外務省は、① 台湾との外交関係の維持。② 「政経分離」原則に基づく対中貿易の継続。③ 中国代表権問題は国連を中心に十分審議し、世界世論の背景のもとに公正な解決策を見出す、を要旨とする中国問題に関する「統一見解」を発表した⁴¹⁷⁾。同日、毛利松平外務政務次官は、吉田訪台で出来た日台改善の「糸口を確実なものとしたい、……外相訪華の際の道をベイズ」するため、台湾訪問の途についた。毛利らは台湾滞在の13日間、蒋介石をはじめとする台湾要人と会談を重ねた結果、大平外相の訪台を強く要望する台湾側に応え、「大平外務大臣の訪台を出来るだけ速やかに実施し、腹藏なく先方と会談することが第一と考えられる。外務大臣の訪台は現在日本政府の中華民国に対する誠意の象徴という意味を有する。……わが国政府の外交担当の最高責任者より改めて、抽象的な問題についても、具体的な問題についても、きめ細かく物事の道行きを説明し、先方の自尊心を満しつつ納得せしめてゆくことが最も必要な」⁴¹⁸⁾のであるとの結論に至り、日台間で政府レベルの公式な「手打ち」をする必要があるという点で一致した。

台湾側はその後、2通の「吉田書簡」により、「反共」「大陸反攻」の精神的道義的支持、また、対中プラント輸出に輸銀融資を認めないといった日本政府の保証を得られたことを踏まえて、6月11日、駐米大使、台湾省主席等を歴任した魏道明を新しい駐日大使に任命し、6月26日には魏道明大使が着任することとなった。

池田内閣は以上のような内外情勢に鑑み、大平外相の台湾公式訪問を決定した。6月27日、大平は台湾駐在木村大使に対し、「本大臣は親善の目的として、3、4、5〔7月〕の3日間責任国を訪問したいので、中国〔台湾〕側に通報の上、先方〔の〕意向できるだけ速やかに回電ありたい」⁴¹⁹⁾との訓令を発した。7月1日、ロンドンで発行された季刊誌「インターナショナル・アフェアーズ」の7月号は、大平外相の「平和のための外交——日本外交の目的」と題する論文を掲載した。大平はその中で「日本の究極の目的は世界平和の実現だが、それは自由と民主主義の基盤に立った平和でなくてはならない」と前置きながら、中国問題に関しては、台湾との友好関係維持を最重要事と考える一方、7億の人口を持つ中国本土との関係は政経分離の原則のもとでともに推進されようと論じている⁴²⁰⁾。

7月3日午前8時30分、大平外相は、後宮虎郎アジア局長、森田一大臣秘書官及び仙石敬、藤田公郎両外務事務官を同行し、東京を発った⁴²¹⁾。日本の現職閣僚が台湾を公式訪問するのは1957年6月、当時の岸信介首相が訪問して以来、実に7年ぶりである。同日11時38分、大平一行

417) 「中国問題に関する外務省の見解」(1964年3月5日) 霞山会『日中関係基本資料集 1949年-1979年』1998年10月 231-232頁。

418) 「訪華報告」(1964年3月16日) 毛利松平外務政務次官 リール NO. A'0389 外交史料館蔵。

419) 「大臣訪台(訓令)」(1964年6月27日) リール NO. A'0359 外交史料館蔵。

420) 「国府との友好関係は最重要——大平外相、英誌に寄稿」『朝日新聞』1964年7月2日夕刊。

421) 「大平外務大臣の中華民国訪問日程名簿」(1964年7月1日) 中国課 リール NO. A'0359 外交史料館蔵。

は台北空港に到着、空港で大平は「この度私はかねがね願っていた中華民国訪問を実現し、……貴国要路の方々と親しく膝を交えて懇談する機会を得ますことを心から喜んでおります。……（私の今回の訪問が）日華相互の理解と親善関係の一層の増進のための一助になれば幸いです」⁴²²⁾と挨拶した。

大平は7月4日、蒋介石総統（正式会談1回、晩餐会1回）、張群総統府秘書長（1回）及び沈昌煥外交部長（2回）との一連の会談を行なった。台湾側は、LT貿易、ビニロン・プラント対中輸出及び周鴻慶事件等、日台関係を悪化させた具体的な問題を取り上げ追求することなく、原則問題に触れるだけに留めた。

大平・蔣会談（10時45分—12時）では、主に共産主義問題、日韓妥結問題に集中した。会談の席上で、蒋介石は「東亜においては対共産党問題が最も重要な問題と思う。中共問題が解決せねば東亜の安定はあり得ない。日本と中国〔台湾〕とは緊密な関係にあり、利害禍福を共にする隣国であるから両国は協力して対共産党対策を講じなければならない」。「日本一国だけの繁栄は決してあり得ない。日本の周辺の国が安定して初めて日本の安全もあるものである。日本はよろしく自からが、アジアの支柱となる決意を持って貰いたい。……この点日本は『使命感』を持つ必要がある。日本は目先だけのことを見ずに遠見を持って貰いたい。目前の『長計』は持てなくても、少くとも『中計』は持ってほしい」と論じた。これに対し、大平は「確かに共産党問題はアジアの死活問題であり、アジア全体が自由のアジアとなるか、奴隷のアジアとなるかがそれにより決定される」⁴²³⁾と共産主義の危険性とその脅威に関する蔣の見解には基本的に同意した。一方で、同日夜、蔣主催の晩餐会で、「中共を倒さざる限り日本を含む東亜の安定も繁栄もなき」との蔣の主張が一層強調されたのに対して、大平は「最も進んだ民主政治体制を採っておる日本政府としては、政治は国民と共に行わざるを得ず、政府の意思を国民に押し付け強要することは出来ない。共産主義も弾圧でなく、大きく呑み込み解毒しつつ消化しなくてはならぬ。これは日本としても大きな試練であり経験であり、一抹の不安なきに非ざるも、斯くせざるを得ざる日本の事情を諒とされたき」⁴²⁴⁾旨を強調し、共産主義へのアプローチに対する日台双方の立場の違いをはっきりさせ、日本が台湾の「反共」主張に無条件で同調するわけにはいかないことを主張した。

ところで、『蒋介石秘録 15 大陸奪還の誓い』によれば、7月4日夜の晩餐会で、大平は「日本は全中国が自由世界の側にはいるよう願っている。言い換えれば、日本は中華民国が反攻復国に成功することを非常に望んでいる。日本は本質的には反共であり、中華民国に対し精神及び道義上の支持をすることは、もとより日本の喜びとするところである。日本が、過去にしてきたことには、ややもすれば中華民国の喜ばないことがあった。が、それにはまたやむを得ないいろいろな原因もあり、故意にそうしたわけではない。今後は更に注意する」⁴²⁵⁾との発言を行なっ

422) 「大平外相大臣の台北空港到着時における挨拶」（1964年7月3日）リール NO. A'0359 外交史料館蔵。

423) 「蔣総統・大平大臣会談要旨」（1964年7月4日午前10時45分—12時総統府において）リール NO. A'0359 外交史料館蔵。

424) 同上。

425) 前掲『蒋介石秘録 15 大陸奪還の誓い』171頁。

た。つまり、大平は台湾の「大陸反攻」に明確な支持を与え、それまでの政策に妥当を欠いたものがあることを認めたとなる。

大平台湾訪問関係に関する日本側の外交記録は、1998年6月に解禁されたが、公開文書の中には以上のような発言は見当たらない。一方で、1964年6月22日付の中国課作成文書「訪台発言案」⁴²⁶⁾には、「共産主義及び中共に対する基本的姿勢」という一節がある。「徹底した民主主義体制をとっているわが国としては武力的にも共産主義勢力と対決している貴国と同じような手段態様による反共ないし滅共政策をとり得る立場にない。わが国は国民の良識によって共産主義を濾過するという方式によって、共産主義に対抗している」と記している。また、同じく中国課文書「政治関係」⁴²⁷⁾（大平外相訪台のため作成され、その日付は不明）にも、「大陸反攻に対する見解」という一節がある。「中華民国が国是とされる大陸反攻については、本来日本政府としてどうこういう筋ではないが、もともと戦争の恐怖を身にしみて感じているわが国民としては、これが局地戦から更に大規模な戦争に発展することを極度に怖れている次第であり、わが政府としてもこういう国民感情は尊重せざるを得ない」と記されている。更に、同年1月17日付のアジア局長作成文書「中華民国政府と話合うべき事項（発言要旨案）」では、「若し大陸光復が武力により行われるということであれば、この賛否を問われた場合、反対せざるを得ない」⁴²⁸⁾と明記されている。これらの発言案は大平の「大きく呑み込み解毒しつつ消化し」との発言の趣旨とは吻合している。また、池田内閣による対中貿易政策について、大平は帰国当日の7月5日に開かれた記者会見で、「日本は一方では中共と貿易し、他方では反共政策を取っているが互いに矛盾すると認めないか」との質問に対し、「共産圏内の一部共産国家とも外交及び貿易関係を保っているが、私はこれが我々の体制と矛盾するとは思わない」⁴²⁹⁾と反論した。従って、『蒋介石秘録 15 大陸奪還の誓い』に引用されている大平発言の信憑性は疑い深いものである。

晩餐会に出席した森田一秘書官は当時の様子について、「台湾に行って蒋介石、宋美齡と大平、私の4人で会食した。その時に印象的だったのは、蒋介石が大平に一言話しかけては私に話しかける、ということを几帳面に繰り返したことである」⁴³⁰⁾と回想した。その夜、大平は「今日、僕は歴史上の人物に会ったわけだ」と訪問に同行した『産経新聞』記者の阿部穆に呟いたという⁴³¹⁾。

また、同日行われた第1回大平・沈会談（9時—10時10分）では⁴³²⁾、まず、日台間の問題は今後吉田・蔣会談及び吉田、張群往復書簡のラインを基礎として調整して行きたいという点で双

426) 「訪台発言案」（1964年6月22日）中国課 リール NO. A'0359 外交史料館蔵。

427) 「政治関係」（日付不明）中国課 リール NO. A'0359 外交史料館蔵。

428) 「中華民国政府話合うべき事項（発言要旨案）」（1964年1月17日）アジア局長 リール NO. A'0423 外交史料館蔵。

429) 「大平外相の記者会見」（1964年7月5日）於グランド・ホテル リール NO. A'0359 外交史料館蔵。

430) 森田一・元秘書官へのインタビュー記録。2004年7月30日、衆議院第1議員会館213室にて。

431) 阿部穆「『台湾』問題に心砕いた大平外交」公文俊平等監修『大平正芳政治的遺産』1994年6月所収409頁。

432) 前掲「大平大臣・沈外交部長会談」（1964年7月4日午前9時—10時10分外交部において）。

方の意見は一致した。続いて次のようなやり取りが行われた。沈は「これからは決して日本の立場として出来ないこと、日本を困らせるような要求はしない。日本にとっては左程困難ではなく、国府側にとっては非常に利益になることにつき話合を行うこととしたい」との態度を明らかにした。一方で、沈は「2つの中国、1つの中国と1つの台湾等の考方は日本の政治家としても是非放棄して貰いたい」と「2つの中国論」は決して受け入れられないとの立場を示した。また、「所謂（台湾の法的地位未定論）は国府の地位に動揺を来し国府の『いのち取り』となるので、絶対に触れないようにして欲しい」と強く要望した。これに対し、大平は「2つの中国、1つの中国と1つの台湾の議論が中国問題の解決策として議論されていることは承知しているが、この議論は戦後1国内に相対する2つの勢力が長い間、併〔並〕立していると言う極めて困難な問題を解決するための便宜的（コンベンショナル）の又は希望的（ウイッシュフル）の考方で暗中模索の域を出でず、突き詰めたものではない。……私はこのようなコンベンショナルな議論には勿論賛成しない」と答えた。なお、台湾の法的地位について、大平は「日本は桑港条約上台湾の帰属問題には100パーセント何等のヴォイスをも持っていない」と日本政府の従来公式見解を述べるに留めた⁴³³⁾。

第2回大平・沈会談（3時30分—5時）では、主に国際情勢について意見を交換した⁴³⁴⁾。また、大平・張群会談の席上では、張群は「日本は低姿勢、国府が高姿勢乃至全面反共である、せめて日本は中姿勢をとって貰いたい」⁴³⁵⁾と発言した。

こうして、「周鴻慶事件」によって決定的悪化に陥った日台関係は、修復に向け動き出した。台湾は「誠心誠意暖かく大臣をお迎えする」⁴³⁶⁾との態度を示した。1964年7月16日、台湾は政府対日買付け停止の措置を解除し、8月12日、張群は吉田訪台への答礼として来日した。

大平外相の台湾訪問は、自民党内抗争による妥協の産物であり、大平が台湾公式訪問の時期を自民党総裁選、また、内閣改造の前に選んだのは、池田3選を勝ち取る内外環境を整わせたいという狙いがあると看取する。一方で、台湾公式訪問の影響を最小限に止めるという計算が明らかに透けていと読み取れる。しかしながら、大平の訪台が日本内政によるところが大きいとは言え、池田内閣が推進してきた「綱渡り外交」はその矛盾と限界を露呈した。大平訪台を象徴するその「綱渡り外交」は破産に瀕したと言わざるを得ない。大平の台湾公式訪問は、1962年9月に行われた周恩来・松村謙三会談で、「日本政府は台湾との関係を表面だって深めず、その限りに

433) 台湾の法的地位について、1964年3月12日、大平正芳は参議院外務委員会で、「サンフランシスコ条約でこれは領土権を放棄したという立場に立っております。従って、どこに放棄したということは謳っていない。従って、日華平和条約におきましても、領土権を設定したという文句は使っていないわけでございます」と答弁している。

434) 「大平大臣・沈外交部長第2回会談」（1964年7月4日午後3時半—5時外交部において）リール NO. A'0359 外交史料館蔵。

435) 「大臣・嚴行政院長会談及び張群秘書長との会談中先方の発言で注意を要すると思料された点」リール NO. A'0359 外交史料館蔵。

436) 「大平大臣の訪台について」（1964年7月5日）木村大使発大平大臣宛 第365号電 リール NO. A'0359 外交史料館蔵。

において中国は日本政府を論難しない」⁴³⁷⁾との了解事項を破ったのである。

大平帰国直後の1964年7月10日、自民党総裁選が行われ、池田首相は10票の僅差で3選を果たした。7月18日、大平に代わって椎名悦三郎が外務大臣に就任した。10月25日、癌に冒されている池田首相は退陣を表明し、11月9日、池田内閣の対中改善路線とは逆の政策をとる佐藤栄作を首班とする内閣が成立した。池田内閣のもとで漸く曙光が見えて来た中日関係の前途に、再び暗雲が垂れ込める兆が強まった。

その一方で、佐藤内閣成立とはほぼ同時に、中国は内政・外交両面における大きな転換期を迎えた。1963年5月に実施され、同年冬から本格化した「社会主義教育運動」（「四清運動」とも言う）⁴³⁸⁾の進め方をめぐって、中国共産党内の路線対立は次第に深刻となった。1965年1月、毛沢東はついに劉少奇を代表とする資本主義の道を歩む実権者の打倒を決心し、中国は文化大革命という激動の時代に突入しつつある。その後、文化大革命の展開に伴って、中国は「温和なる外交」から「革命外交」へと転換し、佐藤内閣との全面対決に踏切った。そして、中日関係の改善は田中内閣に持ち込まれることとなった。

V 結 論

1 中国政策の性格

中国問題は日本の「戦後処理」の最大の難問として、「経済大国への道をひた走る前に、どうしても潜り抜けねばならないトンネル」⁴³⁹⁾であった。1960年7月に誕生した池田内閣は、中国との歴史的、地理的、経済的、また、極東の政治的現実の視点から、「長崎国旗事件」によって途絶えた中日関係を現実の重大な政治課題として受け止め、前向きな姿勢で対中関係の改善に取り組んだ。アメリカの主導する中国「封じ込め」政策に苦しみつつも、池田首相及び大平をはじめとするその側近グループは、対中関係の改善を執拗に追求した。当時、日本が置かれた国内情勢と国際情勢に鑑み、直ちに国交回復は困難であるとしても、池田内閣は「北京を刺激したり反北

437) 日中経済協会『日中覚書の11年』1975年6月 54頁。

438) 1963年5月から1966年春まで、中国共産党が一部の農村と少数の都市の基層単位で展開した政治運動である。運動展開の過程において階級闘争に対する認識と具体的方針をめぐって毛沢東と劉少奇らの実務派との間で深刻な対立が生まれ、文化大革命発動の要因となった。1963年5月、毛沢東の強いリーダーシップによって、階級闘争を大きく推進すべきと主張する「当面の農村工作における若干の問題に関する中共中央の決定草案」（前10条）が中共中央杭州会議で可決され、農村では人民公社における労働点数、帳簿、倉庫、財産の再検点という「四清運動」を展開した。同年9月、劉少奇らの実務派は、幹部の指導姿勢の誤り、汚職、会計の誤魔化し等の是正に限定し、政治混乱の拡大を避けようとする「農村の社会主義教育運動における若干の具体的政策に関する中共中央の規定草案」（後10条）を提出して対抗した。その対立は、1964年暮に開かれた中共中央工作会议で表面化し、劉少奇が真正面から毛沢東と衝突するまでに発展した。1965年1月、毛沢東は改めて「農村の社会主義教育運動の中で当面提起されている若干の問題」（23条）を公布し、四清の内容を「政治、経済、組織、思想を清める」へと改定すると同時に、運動の重心は党内の資本主義の道を歩む実権派を一掃することにあると規定した。闘争の矛先を党内の各レベルの指導者に向ける根拠を与え、文化大革命への道を開いた。

439) 官公庁資料編纂会『歴代総理大臣史録 戦後編』2000年6月 225頁。

京一辺倒に傾くようなことは厳に戒めつつ、多少の曲折や試行錯誤があったにせよ、政治的最終到達点を念頭に置いて、人事往来や経済交流をできるだけ伸ばし深めて行く⁴⁴⁰⁾という主旨で行動した。

中日双方の努力によって、中日関係の修復に成功し、LT貿易の成立、これに伴うプラント輸出への輸銀資金適用の許可、更に貿易連絡事務所の相互設置と新聞記者交換の実現といった出来事が象徴するように、中日関係はこれまでに見られないほど進展した。池田内閣は東西対立の厳しい現実を踏まえながら、自主性の側面を帯びた中国政策を推進した。LT貿易、ビニロン・プラントの対中輸出、「周鴻慶事件」及び貿易連絡事務所の相互設置等に関して、池田内閣は内外からの強い反発を跳ね返し自主性を貫いた。その意味から、池田内閣による前向きな中国政策は「中日国交正常化を実現する上で、1つの重要なステップである」⁴⁴¹⁾との評価は妥当である。

しかし、池田内閣が次々と画期的な施策を断行した半面、その中国政策は大きな限界なり矛盾があったことも看過すべきでない。池田内閣の下で、中日関係は確かに著しく前進した。しかし、「積み上げ方式」の究極の課題は、中日国交正常化の実現であり、これにはサンフランシスコ体制という虚構の垣根を打ち破って台湾との外交関係を絶ち、人民政府を中国唯一の合法政府として承認する以外、根本的な解決はあり得ないのである。中仏国交樹立後、中国側は「池田内閣による対台断交に大きな期待を寄せて来た」⁴⁴²⁾が、既に見てきたように、「綱渡り外交」を推進してきた池田内閣は、あくまでも中日関係と日台関係を巧みに両立させようとし、決してこのような決意は有していない。また、国連における中国代表権問題等の政治問題に関して、池田内閣はアメリカとは異なるスタンスの独自外交を模索した。しかし、究極のところ池田内閣は日米協調との外交政策の基本枠から逸脱することはなかった。

従って、池田内閣の中国政策の性格は、「政経分離」原則に基づいた「量」的進展であり、国交回復を達成するような「質」的飛躍ではないことを指摘しておきたい。戦後中日関係に深くコミットしていた王効賢が評しているように、「池田内閣の中国政策は半歩前進」⁴⁴³⁾であった。

2 中国政策の決定要因

池田内閣による前向きな中国政策は、極東の政治的、経済的現実に基づいて捻出されたものであった。その政策決定の過程において様々なファクターが作用したが、それに影響する直接な要因については、以下の4点に要約しうる。

まず第一に、日本産業界の中国大陆市場への進出の強い願望が、池田内閣をして対中関係改善に踏み切らせるという内因であった。

既に検討したように、高度成長政策と経済大国路線を政策基調として掲げている池田内閣は、

440) 前掲『日中覚書の11年』38頁。

441) 殷秋雄・日本華僑華人連合総会会長へのインタビュー記録。2004年12月22日、東京華僑総会にて。

442) 王泰平・元駐日特派員へのインタビュー記録。2004年12月21日、日中友好会館にて。

443) 王効賢・中日友好協会副会長へのインタビュー記録。2005年1月14日、中日友好協会にて。

対外貿易の増加を輸出入ともに平均10%の伸び率と設定した。しかし当時、日本の貿易全体が増大したものの、輸出との間にバランスがとれず、輸入の大幅増加に対して輸出は全く逆調の様子を呈した。1963年7—9月期の貿易外赤字は1億7千万ドルに達し、戦後最高の赤字を記録した⁴⁴⁴⁾。日本は改めて市場確保の必要性が認識され、輸出拡大が日本の産業界にとって急務であった。広い国土と膨大な人口を擁する中国は日本の産業界にとって魅力的な存在であった。1958年の「長崎国旗事件」によって、中日関係が断絶したと同時に中ソ関係が悪化し、中国の対社会主義陣営の貿易が激減した。そのため、EC諸国による中国市場への進出が活発化し、日本の産業界に大きな焦りを覚えさせた。1963年9月、日本財界4団体（経団連、日経連、同友会、日商）の総合調査機関である日本経済調査協会は、「共産圏貿易について」と題する報告書を発表した。その報告書の中で、日本政府の「氣兼ね」が批判され、「日中貿易は長い歴史の上で築かれたものだから、米国が永久にこれを抑えるのは難しい」と日中間の歴史的関係を強調し、中日貿易を自主的な立場から積極的に進めるべきであると訴えた⁴⁴⁵⁾。日中貿易を拡大させるため、産業界は日本政府に対し、対中積極的な措置を取るよう強力な働きかけを行なった。

第2に、中国の柔軟な対日姿勢が、池田内閣による対中積極外交へと転換させた外因である。

1950年代の後半から嘗て同盟関係にあった中ソ両党は、スターリンに対する評価に端を発し、プロレタリア運動と世界戦略をめぐる意見が厳しく対立したため亀裂が生じた。やがて1960年代に入るとその対立が一層深刻化し、国際共産主義運動における主導権の角逐が熾烈な展開を見せた。1960年7月、ソ連は中ソ論争の報復手段として、対中経済協力を破棄し、急激な「大躍進」政策と自然災害が齎した経済危機に一層拍車をかけた。中ソ間でますます深まる対立及び深刻化した中国の経済危機が、中国指導部による非社会主義圏へのアプローチに重要な転換を画させた。中国は従来の「中間地帯」の思想を次第に「2つの中間地帯」の思想に発展させた。「2つの中間地帯」において、日本との関係を重点に置くことにした。1960年8月、中国側は日本に対して、「周恩来貿易3原則」を提示し、従来の「政経不可分」原則を堅持しながらも事実上、日本側の「政経分離」の漸進的な方法を受け入れた。中国による柔軟な対日政策は、中日関係改善の意向を持つ池田内閣に十分な外部条件を提供した。

第3に、中日接近を唱える石橋湛山、松村謙三及び高碕達之助等をはじめとする自民党内における助言グループの存在とその行動は、池田内閣による中日関係を打開し、進捗する上で、接合剂的な役割を果たした。

石橋湛山らは、中国革命のナショナリズム的要素を認識しながら、大アジア主義、大国提携といった信念に基づき同文同種による中日の団結を強く訴えた。彼らの中国及び中日関係に対する基本認識は、池田内閣による中国政策の策定に影響を与えた。また、彼らは池田内閣による対中改善の意向を汲んで度々中国側と接触し、中日関係の打開と前進を実現させる上において大きく貢献した。

444) 「貿易外赤字は戦後最高」『読売新聞』1963年12月25日夕刊。

445) 「商業上有利なものは積極的立場で進めよう」『朝日新聞』1963年9月26日。

第4に、米ソ平和共存体制の定着化が、中日関係の再開に有利な国際環境を提供した。

1959年9月15日、フルシチョフ (Nikita. S. Khrushchev) 首相はソ連の最高指導者として初めてアメリカを公式訪問し、25日にキャンプ・デービッドでアイゼンハワー (Dwight. D. Eisenhower) 米大統領と会談を行なった。この会談により、東西関係は「雪どけ」ムードとなり、平和共存路線が設定された。緩和された東西関係は、池田内閣による対中関係改善を可能にする国際条件が生まれた。

3 大平正芳の中国観

池田内閣の対中政策は、その背後にある種々の内外要因だけでなく、政策担当者の国際情勢観、アジア観及び中国観にかかわるものと考えられる。大平正芳は池田首相の最側近として、池田内閣による対中政策の策定とその展開過程において、最も大きな影響力を持つ主流派の1人であった。東西冷戦という現実直面していた大平は、果たしてどのような国際情勢観、アジア観及び中国観を有していたのであろうか。

まず国際情勢観について、大平は1963年9月20日に開かれた国際連合第18回総会における一般討論演説で、「国際緊張の緩和を望み、冷戦の解消を願う。……我々としては楽観もせず、悲観もせず、現実をあるがままに直視して、地道な努力を重ねて行くことこそ、平和への近道であると信ずる」。「冷戦の象徴ともいふべきベルリンの壁、朝鮮を南北に分つ無人地帯、これらは今なお、厳として存在し続けています。しかしながら、不和と対立、憎悪と不信、これらは、果して癒し難い人類の病患とでも云わなければならないのでしょうか。我々はこれを信ずるものではありません。重要なことは、対立を緩和し、あるいは不信を解消するために、忍耐を持って、不断の努力を続けることである」⁴⁴⁶⁾と協調路線を説き、忍耐精神を提唱した。

また、1963年10月18日、第44回臨時国会における外交演説で、大平は自由陣営に属する日本の立場を強調しながらも、「世界の平和を維持し、更にその調和ある発展を図るためには、国家間あるいは民族間の不信感を取り除き、すべての国家、すべての国民が、互いによく理解し合うことが最も重要だ」⁴⁴⁷⁾との見解を示した。1964年1月21日に開かれた第46回国会における外交演説では、「イデオロギーを越えた共通の願望」が強調され、「アジアの情勢に如何に対処するかは、日本外交の最大の課題である」⁴⁴⁸⁾と論じた。

東西関係がなお厳しく対立し、イデオロギーが大いに強調される冷戦時代で、大平による以上のような国際情勢観には、ある種の「脱冷戦」思想の芽が萌え出たと看取できる。その国際情勢観は当時では貴重な存在であった。その意味において保守政治家としての大平は、外交感覚のバ

446) 「国際連合第18回総会における大平外務大臣一般討論演説」(1963年9月20日) データベース『世界と日本』<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/>。

447) 「第44回臨時国会における大平正芳外務大臣の外交演説」(1963年10月18日) 前掲 データベース『世界と日本』。

448) 「第46回通常国会における大平正芳外務大臣の外交演説」(1964年1月21日) 前掲 データベース『世界と日本』。

ランスが取れた政治家であり、真正のリベラリストでもあると言えよう。

次に、アジア諸国との関係について、大平はアジア重視の外交姿勢を示し、十分な礼讓、共存共苦を主張した。

1964年3月4日、大平は参議院予算委員会において、「わが国はアジアの一員」であり、「アジアの発展がなく、アジアの安定がなくてわが国の安定も繁栄も期待できない。……従いまして、欧米各国とは比べものにならないほどアジアについての関心が深く、かつ、深刻なものを感じておるので」あると、日本にとってアジアの重要性を強く訴えた。大平は更にアジア外交の展開について、「昔我々の軍隊が、戦争を通して残した爪跡は、まだ完全に癒えてないということを忘れてはいけません。つまり日本は、アジアに対して高姿勢であってはいけないわけがあります。日本は深い反省の上に立ち、十分の礼讓のあるマナーを心得て、誠実にアジア外交に当らなければならない」⁴⁴⁹⁾と謙虚なアジア外交を提唱し、「他のアジア諸国民の苦難を自らの苦難と感ずると共に、自らの繁栄をアジアの諸国民と分かち合う決意で進まなければならない」⁴⁵⁰⁾との姿勢を明らかにした。

大平は以上のような国際情勢とアジアに対する基本認識に基づき、対中関係の打開を模索した。大平の中国観には、以下のような諸側面が含まれていると思われる。

まず第1に、中国は日本にとって、特殊な重要性を持つ巨大な隣国であり、極東の政治的現実を考える上で無視できない存在である。

「第二次大戦の結果として現在あるようなアジアの姿というものが〔は〕正常でない、……中共との間に国交がないということも、そういう情勢の一番大きな一環である」⁴⁵¹⁾。「日本は中国問題につきましては、他のいかなる国よりも深甚な関心、いわば致命的な関心を持っている」⁴⁵²⁾といった大平の国会答弁は、その本懷を打明けたものである。田川誠一は大平の中国観について、「中国問題について、我々が一致できた点は、日本にとって中国は隣国であり、アジアの平和のために、世界平和を維持するためには、中国を除け者にして、除外して過ごすわけにはいかない。そのため、中国とは末永く友好を保って、密接に協力してやっていかなければならないのである」⁴⁵³⁾と証言した。大平は以上の認識に立ち、中国との対話路線を進めてきた。また、対中「封じ込め」政策を取っていたアメリカに対し、大平は池田首相と共にアメリカ側と会談のたびごとに、中日関係の意義を極力説得し、中国認識及び中国へのアプローチに対する日米間の相違をはっきりさせた。

第2に、巨大な中国市場は、日本の貿易振興、そして、日本の国益に合致するものである。

449) 前掲「日本外交の座標」(1966年4月5日) http://www.ohira.or.jp/cd/book/hr/hr_16.pdf。

450) 前掲「第46回通常国会における大平正芳外務大臣の外交演説」(1964年1月21日)。

451) 1963年3月7日、衆議院外務委員会で、帆足計・社会党議員からの中日関係及び対中貿易の政府方針に関する質疑に対する大平外相の答弁。

452) 1964年4月9日、参議院外務委員会で、羽生三七・社会党議員からの国連における中国代表権問題に関する質疑に対する大平外相の答弁。

453) 田川誠一・元新自由クラブ代表へのインタビュー記録。2004年12月24日、桜田会にて。

大平の中国観には合理主義の側面が含まれている。戦後派政治家としての大平は、吉田茂の「貿易立国」の保守本流路線を継承し、高度成長政策とこれに求められた輸出振興の実現に多大な努力を払ってきた。外交の役割をそうした経済的目標と結びつけて考えたのは、大平をはじめとするニュー・ライトによる経済合理主義的発想に基づいた計算にあらう。「貿易の機会が開拓可能であれば、それは開拓していくべきものと心得ている」⁴⁵⁴⁾。「少なくとも経済交流は正常なものでありたい、現在の日中間の経済交流というものは必ずしも満足すべきものではない」⁴⁵⁵⁾。「日本が不当に遠慮する必要はない、……西欧並み、世界並みの条件でやれば、どなたが何とおっしゃいまして、日本の行動につきましては世界が理解してくれる」⁴⁵⁶⁾といった大平の答弁は、経済合理主義的発想から生まれたそのものである。中江要介は「大平さんの考え方は東洋的というよりも、むしろ西洋的である。彼は西欧合理主義者であり、キリスト主義者である。まだ国交正常化の前であったが、大平は不動の地位を築いてきた中華人民共和国と隣にありながら、日本がその国と関係を持たないというのは不自然だと考えていた。況んや、経済的には巨大な市場ではないかと、履を一足ずつ売っても何億という履が売れるのだ、中国市場を何とかもっと自由に使いたいという論法があった」⁴⁵⁷⁾と証言した。従って、大平は受け身的ではなく、積極的な姿勢で中日貿易を推進した。他方では、経済外交の役割は経済そのものに止まらず、中国を世界経済、アジア経済の枠組に招き入れることによって、硬直した共産国家から脱皮させるとの計算も透けて見える。大平のその意図は、1979年に大平内閣の下で実施された第1次対中政府円借款でより明確化した⁴⁵⁸⁾。

第3に、中国問題の最終的な解決は、海峡两岸の中国人による妥結か、また、「世界世論というものが一つに結晶してくれば、解決の糸口が掴めそう」⁴⁵⁹⁾である。

大平は極東の政治的、経済的な現実に基づき、対中関係の改善に積極的に取り組んだ。他方で、東西冷戦の基本枠に強く制約され、その中国政策はサンフランシスコ体制から抜け出ることが出来ず、日台外交関係は維持されたままである。大平が曰く、「我々の先輩はともかく台湾を選んだわけ」で、「台湾を選んだ以上北京は認められない」ということになる。「従って台湾との正常の関係は維持しておいて、北京とは一衣帯水の間柄でありますから、政府間のお付き合いはできないが、民間で付き合うことにしよう、つまり政経分離の原則というようなことでやっておるわけです。……中国は二つあるということで北京と台北の間に了解がつくか、一つの台湾と一つの

454) 1962年10月15日、衆議院外務委員会で、森島守人・社会党議員は、中国の「政治3原則」、「貿易3原則」及び「政経不可分」に対する日本政府の見解を求めた。この質疑に対する大平外相の答弁。

455) 1962年11月1日、参議院外務委員会で、佐多忠隆・社会党議員からの中日貿易に関する質疑に対する大平外相の答弁。

456) 1963年2月12日、参議院外務委員会で、岡田宗司・社会党議員からの日本の「対共産圏貿易の面についてアメリカの言いなりほうだいになっているのじゃないか」との質疑に対する大平外相の答弁。

457) 中江要介・元駐中華人民共和国大使へのインタビュー記録。2005年9月2日、渋谷にて。

458) 大平内閣における第1次対中政府円借款の政策決定過程について、拙稿「大平内閣における第1次対中政府円借款」(『龍谷大学経済学論集』第42巻第5号 2003年3月) 参照されたい。

459) 前掲「日本外交の座標」(1966年4月5日) http://www.ohira.or.jp/cd/book/hr/hr_16.pdf。

チャイナということで中国側が割り切るか、どちらかに決着がついてくれることが解決への道であることは申すまでもありません」⁴⁶⁰⁾。「中国の問題というのは、日本と中国との間で片付けるような問題と申しますよりは、もっと根の深い、もっと広い世界的規模の問題である」⁴⁶¹⁾といった大平の言質は、極東の政治的現実とアメリカ主導による中国問題をめぐる「擬制」の乖離の狭間で苦しい選択を強いられ、そして、かくの如き不自然な現実を自らのイニシアチブで打開できないその無念さを表したものであった。一方で、以上の文脈から見られるように、中国問題に関するその認識の限界も示した。そこで、大平は中国問題の解決策として、中国が世界の祝福の中に迎え入れられる日が来るのを忍耐強く待とうと説き⁴⁶²⁾、「中華人民共和国政府の代表者が国連に座れることとなれば、日本政府として重大な決心をせなければならないと中国問題の最終的解決を国連に付託した」⁴⁶³⁾のである。大平の中国観にあったその側面が「綱渡り外交」に影を落とし、「吉田書簡」問題を惹起して大平訪台に至ったのである。

その後、大平は人民中国の国連における法的な地位の回復はもはや歴史の潮流であるとの情勢判断に立ち、1971年9月1日、「日本の新世紀の開幕——潮の流れを変えよう」と題する演説において、「中国問題に決着をつける時期がいよいよ熟してきたと判断する。従って、政府は、日中友好の精神と原則を踏まえて、なるべく速かに、北京との間に政府間の接触を開始することが、内外の世論に忠実なゆえんであると信ずる。またその最終的決着を見るまでの間においても、国連において逆重要事項指定方式を支持するがごとき、世論の大勢に逆行するような仕草は、これを慎むよう政府に要望する」⁴⁶⁴⁾と国連における台湾の議席を守るために「逆重要事項指定」と「複合二重代表制」の両決議案の共同提案国になるとする佐藤内閣の方針を厳しく批判し、中国政策の根本的な転換を強く求めた。かかる反佐藤宣言は事実上、大平自身の池田内閣時期における「綱渡り外交」に対する清算と総括であり、一部の日本政治家が中日関係に対する認識の上で、歩んできた紆余曲折の過程の縮図でもある。

池田内閣の下で、大平は東西冷戦との国際政治の基本枠に制約されつつ、「綱渡り」の2つの中国政策を試行した。それは時代の限界であり、大平個人の限界でもある。しかし、大平外交の本質は、バランスと調和との2点にある。大平はその外交理念の基で、アメリカ一辺倒の傾向を避け、共産大国の中国との対話を求めてきた。その政策は明らかに日本の国益に適うものであ

460) 同上。

461) 1962年8月23日、衆議院外務委員会で、森島守人・社会党議員からの中日国交正常化に関する質疑に対する大平外相の答弁。

462) 1964年2月12日、大平外相は衆議院外務委員会で、社会党の穂積七郎議員からの「中国の代表の交代の承認の問題、これが国連の場において多数をもって決定された場合には、中国の承認に踏み切ることが出来ますか」との質問に対し、「国連におきまして中共政府が国連に加盟される、世界の祝福の中にそういう事態が起こりますならば、当然わが国として重大な決心をせなければならぬのは、これは理の当然だと私は思います」との答弁を行なった。

463) 佐藤嘉恭・元駐中華人民共和国大使、日中友好協会副会長へのインタビュー記録。2005年4月22日、佐藤嘉恭事務所にて。

464) 大平正芳「日本の新世紀の開幕——潮の流れを変えよう」（1971年9月1日）大平正芳回想録刊行会『大平正芳回想録 資料編』1982年6月所収 210頁。

た。その外交理念は後に大平内閣で大きな華を咲かせ、日米関係と中日関係を基軸とした「環太平洋連帯構想」が生まれることとなった。

冷戦を葬り去ってから既に16年となり、中日関係も「三十而立（三十にして立つ）」を迎えた。ポスト冷戦で一極突出するアメリカ、そして、経済大国になりつつある中国との間で、日本が如何にバランス良く対処するのか、また、「両雄並立」というアジアの歴史上嘗てなかった地域的政治構造から生じた中日間の軋轢に対し、日本が如何なる姿勢で臨むのかといった問題は、日本外交の現実的な重大課題として今日の小泉外交に問われている。そこで、バランスと調和を真髄とした大平外交の理念を甦らせながら、芳隣の中日関係を築くためには、今こそその原点に立ち返る必要があるのではないかと思わずにはおれない。

(受付 2005年9月28日)